

第百七十七回国

参議院内閣委員会會議録第十号

平成二十三年六月二十一日(火曜日)

午後一時開会

委員の異動

六月十六日

辞任

熊谷 大君

浜田 和幸君

六月十七日

辞任

ソルネンマルティ君

外山 斎君

六月二十日

辞任

芝 博一君

蓮 舩君

補欠選任

岩城 光英君

岡田 広君

補欠選任

岡崎トミ子君

蓮 舩君

補欠選任

有田 芳生君

安井美沙子君

出席者は左のとおり。

委員長

松井 孝治君

理事

相原久美子君

大久保潔重君

宮沢 洋一君

山谷えり子君

委員

有田 芳生君

植松恵美子君

江崎 孝君

岡崎トミ子君

平野 達男君

牧山ひろえ君

安井美沙子君

岩城 光英君

岡田 広君

山東 昭子君

中曽根弘文君

松村 龍二君

谷合 正明君

小野 次郎君

糸数 慶子君

国務大臣

国 務 大 臣

片山 善博君

副大臣

内閣府副大臣

経済産業副大臣

松平 達男君

大臣政務官

総務大臣政務官

逢坂 誠二君

事務局側

常任委員会専門

員

政府参考人

内閣官房内閣審

議官

内閣法制局第二

部長

近藤 正春君

観光庁次長

武藤 浩君

萩野 徹君

近藤 正春君

武藤 浩君

本日

の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○総合特別区域法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(松井孝治君)

ただいまから内閣委員会

を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、熊谷大君、浜田和幸君、外山斎

君、ソルネンマルティ君及び芝博一君が委員を辞

任され、その補欠として岩城光英君、岡田広君、

岡崎トミ子君、安井美沙子君及び有田芳生君が選

任されました。

○委員長(松井孝治君)

政府参考人の出席要求に

関する件についてお諮りいたします。

総合特別区域法案の審査のため、本日の委員会

に、理事会協議のとおり、政府参考人として内閣

官房内閣審議官萩野徹君外二名の出席を求め、そ

の説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(松井孝治君)

御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

○委員長(松井孝治君)

総合特別区域法案を議題

といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○有田芳生君

民主党の有田芳生です。今日は質

問の機会を与えてくださりまして、ありがとうございます。

世間一般にガイドといいますが、観光ガイドと

いう印象で受け止められております。しかし、こ

の分野は様々な問題がありまして、例えば無資格

ガイドと業者との癒着、あるいは官僚との癒着

等、様々な複雑な問題がありますが、今日は総合

特区とのかかわりで通訳ガイドについて御質問さ

せていただきますと思います。

皆さん御承知だと思いますけれども、皇居外苑

に楠木正成公の銅像があります。ある日、そこに

日本人通訳ガイドが行きまして、外国人観光客を

いっぱい連れてきてまして説明をしておりました。

ところが、一生懸命説明をしていると、その近く

に外国人のガイドがやってきて、その周りにも

多くのお客さんがいらっしやる。要するに、専門

的な通訳ガイドの話を聞いて、自分が連れてきた

観光客に説明をしていると、つまり、楠木正成公

というのは、皆さん御承知のように、室町幕府そ

して北朝に反抗したということで逆賊の扱いを受

けておりましたけれども、しかし織田信長が天下

を取って評価が一変をして、さらに徳川時代にな

ると、室町時代には逆賊であったと言われていた

のが今度は忠臣、忠実なる臣下というような評価

がなされました。

そのように通訳ガイドの仕事というのは非常に

複雑な専門的な知識を要しているわけですから

も、一般的には通訳ガイドと言われているわけ

が、通訳案内士、これは十か国語、そして今では

約一万二千人が登録をしておりますけれども、一

般的には通訳ガイドと言われておりますけれども、

世間一般にはなかなかなじみの少ないこの通

訳案内士とは何なのか、そのことをまず御説明を

いただきたいと思います。

○政府参考人(武藤浩君)

お答えをいたします。

今議員御指摘のように、訪日する外国人に対し

て正確な情報を発信しようということから、さ

らに接遇の向上、あるいは国際観光の振興に寄与

と、そういうことを目的として今から六十年以上

前、昭和二十四年に創設された国家資格でござい

ます。

この制度では、外国人に対し外国語で有料で旅

行に関する案内を業として行う場合に、国土交通

大臣が実施する通訳案内士試験に合格する必要が

あるということになっております。正確な情報発

信をする必要があることから、通訳案内士

試験は、外国語のほか日本地理それから日本歴

史、それから一般常識として産業、経済、政治及

び文化、そういう一般常識を問うまず筆記試験が

ございます。筆記試験に合格した方に更に口述試

験を行うということで試験を課しているところで

ございます。

非常に難しい難関の試験だというふう言われ

ておりまして、昨年の合格者数九百三十二人ござ

います。

います。合格率が二・九%と、そういう試験で正確な情報発信を担保しているということでございます。

○有田芳生君 今御説明いただきましたように、非常に難しい国家試験を通過して通訳案内士になられる方が、登録した人で今全国で約一万二千。今御説明いただきましたように、昨年は二・九%しか合格しておりません。この数年間を見ても、平成十九年には九千二百四十五人試験を受けたけれども、二〇・六%。毎年、この二〇・六%というのは最近ではピークであって、大体二%から一三%しか合格しない難しい試験。今日は実は日本史と地理の試験問題を持ってきたんですが、時間がないので御説明、御紹介はいたしませんけれども、大学受験の試験よりも難しいようなことだけではなく、先ほど御説明しましたように、楠木正成公についても、専門的な知識がないとなかなか説明ができないようなことを分かりやすい言葉で日常業務となさっているのが通訳案内士なわけです。

一方、平成十九年から地域特定の通訳案内士という制度ができましたけれども、これはどういう制度なんでしょうか。

○政府参考人(武藤浩君) 地域限定通訳案内士につきましても、まず、現在の全国一律のガイドが今先生御指摘のように一万二千人と。これから一千万人あるいはもっとたくさん外国人に来ていただこうという中で、まず絶対的に数が今足りないというふうに考えております。加えて、英語の語学の資格を取っている方がもう三分の二以上おられます。一方で、訪日外国人の三分の二以上は韓国語、中国語の外国人でございます。そういうことから、地域において外国人旅行者の誘致に熱心に取り組もうと、そういうところで地域限定の通訳案内士の制度を平成十八年に創設したということでございます。

この地域限定通訳案内士の試験につきましては、全国の通訳案内士試験に倣って都道府県知事が試験を実施をいたしますけれども、試験内容については当該都道府県の区域内に限定をして、例えば地理とか歴史とか、そういったことについて試験を行っております。その結果、合格した場合にも、当該都道府県の区域内に限って外国人に対して通訳案内業務を行うことができると、そういう制度でございます。

今年の四月一日現在で合格者全体が三百三人にとどまっているという現状でございます。都道府県についても北海道、岩手、栃木、静岡、長崎、沖縄の六道県にとどまっているということでございます。付言いたしますと、これについても難しい試験ということ、合格率が昨年でも二・六%ということになっております。

○有田芳生君 通訳案内士という国家試験で大変な難関を通過して約一万二千名の方が今登録をなされていて、さらに地域限定の通訳案内士ができた。そしてさらに、今度の総合特区法案の中で新たに総合特区通訳案内士というものがつくられようとしておりますけれども、これはどういう仕組みになっていきますでしょうか。

○政府参考人(武藤浩君) 今回法案に盛り込まれております総合特区の通訳案内士につきましては、都道府県が研修を行います。十分な研修を行った者に対して特区限定の通訳案内士の資格を与えようという制度でございます。

○有田芳生君 昨年の八月から募集がなされていると伺っておりますけれども、具体的にどういう都道府県で、あるいは特徴的にどういう特区が想定されておりますでしょうか。さらに、その特区で研修を行う場合、そのカリキュラム、内容について骨子は明らかにしておりますでしょうか。

○政府参考人(武藤浩君) まず、地域からのアイディアの募集につきましては、昨年の七月から九月にかけて内閣官房がこの制度の設計に先立って募集を行っております。

私も承知しているところによりまして、例えば福岡県などを中心とした福岡・アジア国際戦略特区推進協議会と、それから福岡市からは、クルーズ船の旅客に対して、例えば中国からのクルーズ船の旅客に対して、外国人留学生が必要ない研修を受けてその域内で限定的に観光ガイドを行うことを可能とする、そういう趣旨の提案がございました。

また、その一方で、外国人留学生だけではなく、例えば大阪府と泉佐野市からの提案によりまして、日本人であるボランティアガイド、こういった方が現在無償でやっているものをこの制度を使って有償でガイドができるようにしよう、そういう提案もなされているところでございます。

○有田芳生君 通訳案内士が大変な試験を通過してこれらの方に対して、今度の総合特区法の第二十条の第二項では、通訳案内士法第二条に規定する通訳案内を今度の総合特区通訳案内士の規定とさせていただきます。つまり、業務内容は一緒である。しかし、次の第三項を見ますと、通訳案内士法の規定を適用しないと。その次、第四項に、研修を修了した者が総合特区で通訳案内士になることができる。

つまり、大変な資格である通訳案内士さんとは違って、今度の総合特区の法案が通ると研修で通訳案内ができるようになるという。これは、これまで試験を通過してこれらの方々の権利を侵害するのではないかとというような不安をお持ちの方が多くいらっしゃるんですが、そのところ、格別な配慮というものは今後なされる御予定はありますでしょうか。

○政府参考人(武藤浩君) 済みません、先ほどの御質問に一部お答えできません。その点につきましては、研修をしっかりと行うということで担保したいと思っております。

ただ、観光庁から今一律にこういうカリキュラムでということを出していません。これはまた地域それぞれにその地域の特徴を生かした研修内容が必要だということで、各地域の提案を待つて、私も、この法律に定める協議手続、そういったところで内容は十分に担保したいと思っております。

ただ、私も考える研修の内容といたしまして

では、当該特区の中の地理、歴史の知識のほかに、例えば特区の中で特色のあるお祭りですとか、いろいろなイベントですとか、そういったことに関する知識もありますし、また、人との付き合いという意味ではホスピタリティあるいはガイディングの技術、さらには旅行の旅程管理、そういったことも研修に含まれるということを想定をしているところでございます。

○有田芳生君 難しい国家試験を通過してきた通訳案内士さんたちに比べて、総合特区においては研修だけで済んでしまう。これで果たしていいのだろうかというふうに思ったときに、もちろん研修をなさって、その上で到達度を評価するというような、そういう方向を考えていただくことはできないでしょうか。

○政府参考人(武藤浩君) 研修を正確に修了する必要があるわけでございますので、研修内容をしっかりと修了した方がその資格を得られるという制度を設計していくべきものだというふうに考えております。

○有田芳生君 もう一点、通訳案内士法の第三十六条「通訳案内士でない者は、報酬を得て、通訳案内を業として行つてはならない。」とありますよね。その次の通訳案内士法の第三十七条では、「通訳案内士でない者は、通訳案内士又はこれに類似する名称を用いてはならない。」とある。そうすると、今度の総合特区法案の中で研修を受けた方が総合特区通訳案内士というような名称を受けると、本当に難しい試験を通過した方々との混同が行われてしまう可能性は極めて高いと思うんですが、そういうおそれに対してどのように対処されますでしょうか。

あるいは、通訳案内士あるいは地域限定通訳案内士、そして今度総合特区通訳案内士ができたときに、外国人の方々に、例えば外国語表記をする場合に、この通訳案内士というのは本当に大変な試験を通過してこれなんだよというようになことを周知徹底する必要が通訳案内士法の規定からいって必要ではないかというふうに考えますが、いか

がでしょうか。

○政府参考人(武藤浩君) まず、従来の全国の資格である通訳案内士、これは非常に専門性も高く、引き続き重要な資格だと考えております。今回この特区の制度で設けられる総合特区の通訳案内士と、言わば車の両輪として活躍をしていただくというのが我々の考え方でございます。

ただ、一方で、委員御指摘のように、難関の試験の通訳案内士と、それで一方で研修修了の特区の案内士ということもございまして、法律上は総合特区通訳案内士という名称でございすけれども、例えば特区ガイドとかそういう適切な通称、これについては考えていきたいなというふうに今考えております。

○有田芳生君 観光立国を目指して、新経済成長戦略の下で、例えば医療ツーリズムなども今後発展させていかなければいけないというふうに考えております。

しかし、残念ながら、東日本の大震災の大きな影響で観光客がとて減っていて、三月十二日から五月三十一日までには前年比六〇・七％観光客が減っていると。そういう下で、やはり通訳案内士、それから特区の通訳案内士というものがこのようにこれからは生きていくとするならば、観光立国を今後発展させる上で裾野はどんどん広げなければいけないけれども、まずもって国家資格を持つていらつしやる通訳案内士の方々の権利をまず保障するという、そういう体制を取って裾野を広げていくということが大事だというふうに思います。最後にその件について、今後のイメージを教えてくださいというふうに思います。

○政府参考人(武藤浩君) 先ほど申し上げたように、全国の資格を持った通訳案内士と今回の特区のガイドということは車の両輪だと、そういう考えは申し上げましたけれども、これまでの既存の通訳案内士の方々に對しても、ブラッシュアップをするための研修ですとか、そういうことを私どもも行っております。そういうことで質を高

めながら、かつそれぞれの特色を生かして訪日外国人の増加に対応していただきたいというふうに考えております。

○有田芳生君 時間ですので終わりますが、とにかく通訳案内士の権利を基本にしながら観光立国を更に進めていっていただきたいと思ひますし、私たちもそのために努力をしたいと思っております。

○宮沢洋一君 自民党の宮沢でございます。今日は初めて、片山大臣、私の大学の同級生でありますけれども、一時間しっかりと議論をできる時間をいただきました。

特区法案に入る前に、こういう大切な時間をいただいたわけでございますので、少し公務員給与について片山大臣に質問をさせていただきます。思っております。

この国会に政府は国家公務員法の改正を出され、それと同時に給与法の改正、引下げの改正を出されているわけでありまして、その前に、報道等によりまして、大臣は組合と随分交渉をされているという記事を読み、また、これは五月十六日付けですが、公務労協情報ナンバー三十二辺りには詳しくこの交渉の状況が書かれているわけでありまして、私も、正直、私は大変その報道にびっくりしまして、少なくとも今の公務員法においては、団結権はあっても協約締結権は公務員に認められていない、そういう状況にもかかわらず担当の総務大臣が組合と交渉をする。また、公務労協とは合意に達したと言われているけれども、そういうことが何でこの法制度下で行われるかというところが大変不思議であります。大臣、どういうおつもりでやられたのか、教えてくださいたいと思ひます。

○国務大臣(片山善博君) 国家公務員の給与の引下げ問題は、遡りますと、昨年の十一月に当時の人事院の勧告を処理するという作業を行いました。そのときは人勧の完全実施をやったわけですが、マイナス一・数％であります。そのときに、

実はそれまでの政権の基本的な方針、考え方もありまして、もっと深掘りをすべきではないかという議論があったわけでありまして、そのときは人事院の勧告どおりにしました。

ただ、その際に、併せて閣議決定をいたしました。この度は人勧どおりに処理するけれども、これを更にいわゆる深掘りをする作業を進めて、それを来る通常国会、この通常国会でありますけれども、これに必要な法案を提出するというのも閣議決定をいたしました。

それが出発点でありまして、したがって、それは従来の人事院の勧告を受けてそれを処理するというやり方ではなくて、臨時異例の措置で給与の引下げをするという方針を固めたわけでありまして、

そうだとすると、組合との間に、確かに労働協約を締結するという関係にはありませんけれども、しかし多くの公務員の皆さんの理解と協力を得ることが望ましいことは申すまでもないことでありますので、多くの公務員の皆さんの利害を代弁していると考えられる組合との話し合いを真摯に行うということは必要ではないかということでありました。

自來、いろいろ内々の話し合いでありますとか意見の交換でありますとか、そういうことをやりまして正規の交渉というものをやったわけでありまして、これはしかし労働協約締結権を前提にした交渉ではありません。あくまでも話し合いでありまして、その結果、一部の組合との間には一応の合意が得られた、しかし他の一部の組合との間では合意が得られなかったという、そういう結果に終わりましたけれども、その過程を大切にしたいと思っております。

○宮沢洋一君 経緯はよく分かるんですけども、法律的に言って、協約締結権がない状況で大臣が、まさに交渉と公務労協には書いてありますけれども、交渉するというのは、ある意味で私は法律違反じゃないかと思っております。そして、合意に達したということは、協約締結権がないにもかかわらず、ある意味じゃ紙がない締結をした。要するに、契約自体は契約書があるなにかかわらず口頭でもできるわけですが、そういう意味では、実は合意をしたということ自体も協約を締結したに等しいのではないかな、法律的に言うと思っております。法律的に本當に正しい行動をされたと思っておりますか。

○国務大臣(片山善博君) 今、一般職の公務員は団結権があるわけでありまして、それから交渉ということになりまして、労働協約を締結するという意味での交渉権はありません。ありませんが、交渉というのはこれまでもやっております。まして、今回もそういう意味での交渉をしたわけでありまして、

合意に達したというのは、決して労働協約を締結したというわけではありません。それはもう双方に労働協約の締結権はありませんので。したがって、交渉して事実上納得が得られたということか、理解が進んで納得が得られたということでありまして、その域を出ない。ただし、やはりこういうこれまでの公務員の給与の決め方、人事院の勧告を経てという、そういう従来のやり方とは違った異例のやり方をします。できる限り多くの公務員の皆さんの理解と協力を得るということとは大切でありまして、その一環として行ったということでありまして、

○宮沢洋一君 大臣も私も法学部なわけですが、今のお話を伺っていますと、協約締結権が法律上認められていないのであるから協約締結ではないと、こうおっしゃったように聞こえたわけですが、恐らくそれは違ひなんでしょう。事実上の私は合意ということ協約締結をしたに等しい、法律的にはほぼ同じ意味合いだろうと思っております。この辺は更に今後、法律が参議院に回ってまいりましたときには公務員法の改正等々、しっかりと議論をさせていただきますけれども、

私は、やはり法治国家において、大臣がやったことは、政治的に必要だったかもしれませんが、

法律的にはおかしいと思つています。法律的には恐らくおかしいことをやられている。そうした意味では、じゃ、何のためにこれをやったんだという話。経緯は説明されましたけれども、どちらかというと、組合側の方のニーズが多かったということなのかなと私自身は思つておりますが、その辺はお答えいただかなくて結構でございますが、もう一つ、今回の話で申し上げたいことは、公務労協とは合意に達せられたわけですが、公務労協と合意に至らなかった。人数的に言えば公務労協の方が六万人ちよつと、全労連の方が四万六千人ぐらゐの組合員がいますが、公務労協の中で一番大きいのは国税ですから、その部分を引くと三万人ぐらゐしやらない。一方で全労連は四万六千人。そういう中で、四万六千人の組合とは、話し合いはしたけれども合意に至らなかった。

一方で、今回、政府の方は、協約締結権を付与する、労働側からいえば回復と言つたらしいですが、付与することになっているわけですが、その中で、売りは交渉することによって給与を下げられるんだということを非公式にはいろんな民主党政の関係者がおっしゃつていますが、今回、こういう震災の後というような大変厳しい経済状況、財政状況の中でも引下げということができなかった、大臣が出ていってもできなかった。恐らく、協約締結、まさに給与の交渉をして、下げるといふ交渉で納得していくということはあり得ないんじゃないのかなと。

大臣は全労連と交渉されたわけですから、そのときに、この組合と話し合いをして、いずれの日か給与が下げられることがあり得ると感じられましたか。

○国務大臣(片山善博君) おっしゃるとおり、交渉によつて給与を下げる、下げるだけじゃなくて給与水準を決めるわけですから、一方的にいつも下げるという、そういうスタンスでは必ずしもないわけでありませうけれども、交渉によつて給与を決めていくというのは、ある局面においては非常

に難しいというところは事実であります。

今回も連合系の労働組合との間ではいろんなやり取りがありまして、こちらにもいささか譲歩した面もありまして、お互い話し合いの上で理解と納得が得られたということでありませうけれども、国公労連との間には、残念ながら最終的な合意といひますか、最終的な理解と納得は得られませんでした。事ほどさように非常に難しいことだと思ひます。

ただ、やつておりまして私は非常に有意義だと思ひましたのは、やはりかなりじっくり詰めた議論をしますので、相手のおっしゃつていふことにも耳を傾けます、こちらの言い分にも耳を傾けてもらいますけれども、その中で、これはどちらの組合がということではありませうが、共通することですけれども、例えば一〇％下げたことを基本にするということも臨んだんですけれども、やはり若年の公務員の皆さんのことをもつと配慮すべきではないかということもありまして、それはなるほどそうだとということ、その階層は五％にとどめるということにしたりしました。あと、例えば超過勤務手当がきつと払われるような、そういう環境といひますか条件を総務大臣としてきちんと整えてもらいたいというようなこともあつたりしまして、それは私の方から各省の大臣にお願いをしたりしました。

その他いろんなことがありまして、なるほどと思ふようなことは、今回の交渉の結論ということではなくて、理解を我々の方もしたわけでありまして、そういうことを積み重ねていくことによつて双方の信頼関係がこれから生まれるのではないかと、その一つの糸口になつたのではないかと思ひます。

○宮沢洋一君 別に交渉の経緯を伺つたわけではなくて、全労連と交渉をされて、今後、将来的にこの組合と給与の引下げの交渉をして納得してもらえような感觸はあつたかということをお伺ひしているんです。

○国務大臣(片山善博君) それは交渉事でありま

すから、これからのこと、これ法律が通つたとした場合、交渉によつて物事を決めるといふことになりませうけれども、いろんな要素が多分混じり合つてくると思ひます。労働条件といひても給与だけじゃありませんので、いろんなことがやり取りをされると思ひますし、それから財政事情に対する理解といふものも、恐らくしつかりとした交渉をすればある程度の理解は進むだろうと思ひますので、それはこれからのやり方次第だろうと思ひます。

○宮沢洋一君 そうしますと、今回、全労連と話し合いが付かなかつたのはどういふ理由で付かなかつたんですか。

○国務大臣(片山善博君) これはいろいろありまして、そもそも原理原則論からいひて、現行法は、公務員といふのは労働基本権を制約されていふので、その代償措置として人事院といふものがある、その勧告を基本的に尊重するといふ仕組みになつていふでしょう。それはそのとおりなんです。そうはそうだけれども、財政事情とかその他の事情によつて、今回、臨時異例の措置をするのでといふ我々の主張なんですけれども、そこがそもそも法律改正前にそういふことを先取りするといふことに対する異論があらつたので、入口からかなり険しい意見の相違があつたといふことであります。

ただ、何回か交渉を私含めてやつておりまして、決して、最終的な合意には至りませうでしたが、けれども、当方の言うことにも一理か半理かあるといふぐらゐの認識はしていただけたんではないかといふ、こちらが一方的に考えております。最後は決裂はしましたけれども、円満裏に決裂をしたといふ印象を私は持つております。

○宮沢洋一君 片山大臣のお人柄で随分向こうも、軟化をもうちよつとしてくれればよかつたのかも知れませう。

一方で、この公務労協と交渉をされていふときに、公務労協の幹部といふのはほとんど自治労とか日教組の方、地方の公務員がほとんどなわけ

すけれども、地方の組合出身の方と国家公務員の給与について話し合うことについて違和感はありませんでしたか。

○国務大臣(片山善博君) 我々が交渉をしましたのは棚村さんがトップでありまして、国公の出身の方でありまして、専ら国家公務員の労働組合の関係の皆さんと交渉をしました。当然、その中には地方公務員労働組合の方もおられましたので、そこで意見を交える、意見を伺うということもありましたけれども、正式な交渉といふのは国家公務員の労働組合の皆さんと行つたわけでありませう。

○宮沢洋一君 この公務労協の情報を見ますと、やはり一番気にしてゐるのは、地方公務員にこの国家公務員の給与引下げが波及しないかといふことがどうも一番関心事項のようでありまして、そういう中で大臣はいろいろ約束したと書いてあるわけですね。これまでの話し合いで地方公務員についてその影響が及ぶことはないといふ約束してきた云々といふようなことがあつたわけですが、地方公務員について、例えば、この中で大臣は、地方公務員の給与といふのは労使で真摯に話し合つて決めるといふ給与決定原則に従うべきと、こういうような発言をされておりますけれども、地方公務員の給与といふのは労使で真摯に話し合つて決めるといふ原則なんですか。

○国務大臣(片山善博君) 地方公務員の給与の決定原則といふのは給与条例主義でありまして、国が給与法定主義と同じように給与条例主義でありまして、最終的には自治体の議会の条例で決めます。その決める際の方式としては、国に人事院があるように、自治体、県には人事委員会がありまして、その人事委員会が必要に応じて勧告をして、それを基本的に尊重しながら決めるということなんですけれども、その過程でやはり労使、これは交渉権、労働協約締結権といふ意味での交渉権はありませうけれども、やはり真摯に話し合つて、その上で必要な条例案といふものを議会に出す、こういう仕組みになつておりますので、その

ことを申し上げたわけであります。

何が言いたかったかといいますと、我々が交渉をいたしましたのは、我々が話し合いましたのは国家公務員の給与の問題であつて、地方公務員の給与はそれぞれの自治体において決めることで、それはその自治体の議会で決める、その前に前提としてよく労使で真摯に話し合うということではないかという、こういう基本原則を申し上げたわけであります。

○宮沢洋一君 人事委員会までおっしゃったわけですが、その前提で地方公務員法という法律が当然あるわけで、大臣もよく御存じだと思いますけれども、二十四条に、「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。」と書いてあつて、働いている人、組合員と真摯に交渉するとか納得を得るといふことは一切条件になつていないわけですよ。

そういうことに基づいて人事委員会が提言をする、そしてそれは条例として決めなければいけないという中で、私は、正直言つて、こういう法制度の中で大臣が、組合との間だったからかもしれないけれども、労使で真摯に話し合つて決めるという給与決定原則という言葉を使われたというのは大変残念なんです。法律的にはそうではないわけでありまして、もちろん話し合いというものを否定するものではありませんけれども、給与決定原則というのは、原則は地方公務員法に書いてあるけれど私は思つておりますけれども、いかがですか。

○国務大臣(片山善博君) いや、それはそのとおりであります。さつきも言いましたように、地方公務員の給与はそれぞれの自治体の条例で決める、議会の条例で決める。ですから、給与条例決定主義でありまして、給与交渉決定主義ではありません。

そのことを明確にした上で、ただ、やはり労使というのは常に真摯に話し合うということは、こ

れは日常的には必要でありまして、給与の必要な条例案を出す際も、やはり使用者側が一方的に条例案を出すのではなくて、その間によく労働側の意見も聞くということは、これは私はあつていいと思いますし、私も知事のときにそういうやり方をしております。

ただし、あくまでも交渉で物事を決めて、交渉で決まったものはそのまま自動的に条例を通すという、そういうものではないので、あくまでも最終的には労使で話し合つた結果の妥当性、是非についても議会がそれを吟味して、その上で議会が決めるという、これが原則であります。

○宮沢洋一君 それでは、少なくとも組合側の方は、片山総務大臣は次のとおり回答したという中に、地方自治に基づき労使で真摯に話し合つて決めるという給与決定原則に従ふべきと考えている。その前段は、地方公務員に同様の削減を求めるつもりはないと、こうあるわけですが、労使で真摯に話し合つて決めるという給与決定原則に従ふべきというのは、ある意味ではこれは大臣が話したことを曲解して公務労協が情報として流しているということではよろしいわけですか。

○国務大臣(片山善博君) そのヒラといひますか、あれをよく見ていませんので分かりませんが、私が再三申し上げているとおり、組合との話し合いのときにも申し上げたのは、地方公務員の給与は国が決めるものではありませんということ、これが一つです。あくまでもそれは条例で決めるものです。ただ、その条例で決める際に、使用者側が一方的に条例案を出すのではなくて、やはりそれは労使でよく真摯に話し合つて、その上で必要な条例案といふものを出して、それで最後は条例で決める。

その言つた趣旨で一番大事なものは、地方公務員の給与を国が決めるということではありません。ということ、その文脈の中でのそれは発言で、それをどの程度正確にそこに登載されたのかはよく分かりませんが、私が申し上げた趣旨はそ

ういうことであります。

○宮沢洋一君 給与決定原則なんという、まあ原則と書いてあるものですから、今の大臣の答弁のようなことであれば、恐らくこれが間違つていたんだらうというふうに思います。

今、地方公務員の給与の話になつてゐるわけでありすけれども、この中で大臣の提案ということと書いてありますのは、我が国は厳しい財政事情にあり、特に今般の東日本大震災への対処を考えると、更に更なる歳出削減は不可欠となつており、国家公務員の人事費についても例外ではないと考えているということとを提案をされているということでありす。一方で、地方公務員の給与の具体的水準については、当然おっしゃつたように、各自自治体において、そして条例で決めるということであつて、国が決められるものではありません。

しかし、一方で国の方は、今の地方の財政状況厳しきということ、地方財政計画を作つて、そして歳入が歳入を超える分については簡単に言えば半分交付税で見ると、こういう措置をしているわけでありす。地方公務員の人事費は、たしか今年の地財計画でいへば二十一兆を超える額。国家公務員一〇％削減ということであれば、地方が具体的にとどめるかは別にして、やはりその足らず前を国が見ているわけでありすから、例えば二十一兆の一〇％、二兆円をその地財計画ベースで削減すれば交付税は一兆円減るわけでありす。

大変厳しい財政事情で、やはりそこまで考えるのは国としては私は当然だと思ひますけれども、いかがでございますか。

○国務大臣(片山善博君) 国と地方との給与の比較でありますとかその在り方を論ずるということとは当然必要なことだとは思ひますが、決して一律に論ずることはできないと私は思ひます。

といひますのは、今回法案として提出しておりますのは、基本的に一〇％を三年間という提案なんですけれども、例えば私が鳥取県で知事をやっておりますときに、もう既にそれに類することはいはやつてゐるわけでありす。もちろんやつてい

ないところもありますけれども、多くの自治体では既にもう国に先んじて給与カットというのはやつてゐるわけですよ。

そうしますと、今回、国は今まで基本的にはやつてゐなくて、基本的には人勧どおりやつてきて、今回それとは違つた深掘りをするといつたときに、この時点で国が深掘りしたから全自治体が右へ倣えで深掘りしなさいよというのはこれは理屈に合わないことでありまして、やつてゐるところはもう既にやつてゐますよということだし、やつてゐないところは、それは一つの政治的なメッセージとして、国もやつたんだからそれはお考えになつたらどうですかということはあるかもしれないけれども、それはしかし強制でもないし、しかも、さつき言つたように、全ての自治体に現時点で自治体の差を全く考慮しないで一律にやらないさいなんてことは、私はこれは取るべきではないと思ひます。

それから、そもそも、さつきからありますように、自治体の職員の給与というのは条例で決めますので、その条例で決める際の決定原則は、さつきいみじくもおっしゃつたように、生計費、それからその地域の民間の給与、それから他の自治体の職員の給与水準、それからもう一つ、国家公務員の給与水準といふものを勘案して決めるということになつてゐますから、そういう決定原則にのつとつて、国家公務員の給与水準を一つの参考にしたがら決められるという、それを見守るといふのは私は国と地方との分権的といひましようか、地域主権改革的といひましようか、そういう対応だと思ひます。

○宮沢洋一君 分かつていてお答えいたしたいでないわけですが、個別の自治体の話を聞いているわけではないんです。個別の自治体の給与の話があるかもしれないけれども、地方財政計画自体でいへば、ある意味じゃ目の子で決めているような話があつて、その中で二十一兆余りという人事費が計上されてゐる。

国が厳しいから国家公務員の給与を削るのであれば、国が厳しいから地方に行くお金を削るというところは私は同じ意味合いだろうと思うんですけども、いかがですか。

○国務大臣(片山善博君) 地方財政計画というのは、まあ目の子で決めると言われましたけど、理論的に言うところ、これは積み上げなんです。地方財政計画というのは歳入と歳入の見込みですから、来年度という見込みになるかということ、国で推計するわけです。その際の見込みときには、各自治体の給与水準がどうなっていて、それを積み上げればこうなるという、そういう帰納的なやり方をするわけです。

そういう意味で、先ほど言いましたように、既に鳥取県なんかも含めて給与水準を下けたところは、その下げたものがもう既にこれまで見込まれているわけです。ですから、そういう経緯も当然尊重しなければいけませんし、それから今後のことになりまると、既に例えば、まあよしあし別にしまして、ある自治体などは国が一〇％下げたのなら下げようというところも出てきております。いや、もっと下げるべきだと言っているところも出てきています。それは私はよしあしは論じませんけれども、そういうことがもし起こるとすれば、それは翌年度以降の地方財政計画に恐らくそれが見込みとして反映されると。

そういう形で調整されるのが国と地方との財政関係の本来の在り方だろうと思います。国が下げたから、しかも、これは人事院勧告とは違った別の臨時異例のやり方で下げたから、一律にみんな自治体も、労使の交渉もしていない自治体一律に国と同じ結果だけを押し付けるということは、財政上追い込むということも含めてそれは取るべきではないと私は思います。

○宮沢洋一君 地方財政についてある意味で半分の国が援助をしているような状況下で、当然、大震災以降大変厳しい財政事情になっているという中で、私はやはり、有権者、国民の声としても、国家公務員が下がるのであれば地方公務員も当然下

がるということとは恐らく大きな声だろうと思っております。その点が大臣と認識が違うのかもしれないけれども、この辺についてはまた今後いろいろ質問をさせていただきたいというふうに思っております。

それでは、時間もあと三十分ちよつとになりましたので、この後は少し優しい調子で法案について伺いたいと思っております。

この特区法案、私は、こういう特区というのは、特に構造改革特区の限界がある中で、今後の日本ということを考えたときには大変大事な法律だと思っております。大事な法律であり、やはり日本の将来の姿というものを早く描かなければいけない。

今回の震災の復興基本法につきましても、私は自民党案を作った人間でありますけれども、その中で、二十一世紀半ばの日本のあるべき姿を描くこと、これを国の責務という形で規定し、最終的に修正案にも入れていただきましてけれども、やはり曲がり角にある日本の将来をしっかりと見据えながら、今から将来に向かって線を引くのではなくて、やはりしっかりとした未来というものを描きながら、それに向けてどういう努力をしていくかということが大事であり、そういう中で特区というものは大変いい道具だろうというふうに思っております。

ただ、正直言つて、新成長戦略の中に位置付けられ、そういう曲がり角の日本にあるにもかかわらず、若干、この程度で正直言つて大丈夫なのか、それは財政的な、税制上又は予算の優遇があるというのはこれまでなかったことではある一方、本当にこの程度で大丈夫なのか。例えば、法律の特例にしても、先ほど有田委員から質問があった、最初に出てくるのが通訳案内士ですか、法律のいろいろ事項をするといったときに、特区とうたいながら最初に出てくる法律が通訳案内士じゃ、これ、日本、本当に大丈夫かなというものが正直な印象でありまして、そういう中で、もう一つ大震災という大きなファクターが出てきた

わけです。

松下副大臣、来られているので、そちらから先に質問させていただきましても、恐らくこの特区法案を作ったときには予想もなかったような状況になっている。そして、特に、この震災がいつ復旧し復興していくか、急いでやらなければいけないことですけれども、電力の問題というものが大変大きくこれから日本の社会、経済にのしかかってくるんだらうと思っております。

先週の一般質疑でも与謝野大臣と少し話をさせていたいただきましたけれども、今回、福島等々の話があつて、東電は、夏の電力、ともかくかき集めかき集め、何とか恐らく量的には見通しが立つ段階まで来ていますけれども、その代わりに重油発電まで、大変コストの高いものまで総動員してやるといふことで、一説には、東電側からの情報だろうと思えますけれども、それだけで、燃料費だけで八千億ぐらい追加で掛かるというようなことが言われておりますけれども、日本全国本当は伺いたいんですが、東電だけでもどの程度のコストアップ要因になるんでしょうか。

○副大臣(松下忠洋君) 委員が御指摘のとおり、福島で起こっている深刻な事態というのは我々に多くのメッセージを伝えてきていると思つています。原子力発電所に対する考え方、同時に、広くエネルギーをどういふふうな形で供給していくのか、大変深刻な問題で、我々も真剣に考えなきゃいかぬと、こう思つておるわけです。

中長期的にはいろいろ議論がありますけれども、短期的に、今御指摘のとおり、この夏どういふ形で乗り切っていくのかという大変深刻な事態がまた目の前にあります。今、原子力に代わつて、今度は化石燃料等に代えて乗り切ろうとして

います。そのことで東京電力の中でも全体で約七千億から八千億円ぐらいの燃料費が増加すると、全体が大体二兆円ちよつとでございますので、やっぱりかなりの規模になるんだと、こう思つております。

それから、やっぱり電力関係の需給ですけれど

も、東京電力関係、大変努力して今やりましたけれども、昨年並みのピークを想定した場合には、ちよつと数字ですから見ますけれども、最大想定需要が六千万キロワット、供給力が五千三百八十万キロワット、これは広野の発電所とか、あと火力等を全力を尽くして努力していただきますけれども、今かつかつ、もう少し努力する必要がありますのか、こう思つていふところでございまして、一層の節電あるいは省エネ、一般家庭に対するお願い等、今力を尽くしてやっているとございします。

○宮沢洋一君 それだけのコストアップ要因であります。先週枝野官房長官にも質問させていただいたところでありまして、なかなかその辺、恐らくこれからいろいろものを賄っていくことというのは税金と料金しかないはずですから、料金がどう上がるかということについては政府は今このところ口を濁しているという状況。ただ、恐らくこの八千億といったような部分は、どう考へても転嫁しないであつていけるはずはなくて、それ以降の部分についてはいろいろお考えがあるのかもしれないけれども、その八千億が料金に転嫁されると、一説によると二割近く料金が上がるというふうに言われています。

これからのまさに産業というところを考えたときに、特に産業用の上の上げの限度というのは、恐らくあるんだらう。そうは上げられない、ということ、これは一般家庭にどの程度負担がお願いできるか。これもある程度限度がある。となると、残りは何だつたという、税金しか恐らくないんだらうと思つても、なかなかそういう議論が前に進んでいないというのが今の状況だろうと思つております。

端的に副大臣に伺いますけれども、このような電力のコストが上がるという状況の中で、日本に産業を引き止めておく自信はありますか。

○副大臣(松下忠洋君) 大変厳しい御質問ですが、私も、今まで為替の問題とか、あるいは内外価格差の問題とか労働力の問題とか、いろいろなこと

があつて四重苦と言われていたんですけれども、この前、経済産業省の審議会の企業トップの人たちと相当熱い議論をしましたけれども、今もう七重苦になっていて大変つらいということで、このままではいけませんと外に出ていかざるを得ないということをはつきり言っておられます。この前、米倉会長もそういう発言されておられましたけれども、我々はそういうことを少しでも引き止めて、こちらでしっかりと起業をしてもらうようなふうにしていかないと、こう考えております。

雇用の問題にかかわります。外に出ていって、元気がいいんだという話とは全く違うわけでございまして、そこを我々は真剣にこれから考えていかなきゃいかぬ。中の改革、税制の問題含めて企業がしっかりとどまるような企業環境、これに努力しなきゃいかぬと、そう思っています。

○宮沢 一 今副大臣がお話しになったような状況がこの三月から生まれている。この法律が提案されているときはまたかなり状況が違つてきている。そういう中で、最初にこの程度で大丈夫かという質問になるわけですが、相当私は、数を絞るとか集中してやっていかねば、今のようない電力料金ですら上がるような状況の中で、大変効果を発揮しにくい状況が出てきているんじゃないかなと思つておりますが、これでも何とかいけるんだ、大丈夫だという、恐らく大臣はそう思われているんじゃないかと思いますが、その意気込みといいますか、責任をひとつお話ししたきたいと思います。

○国務大臣(片山善博君) この程度で大丈夫かというか、完璧かと言われますと、それは必ずしもそうとは言えないと私も思います。出だしでありますので、例えば規制の緩和などもまだ十項目程度しか出ておりませんが、その最初のトップバッターが先ほど有田議員が御指摘になったガイドの話であります。

でも、これでもう終わりではありませんで、これから総合特区の指定が行われまして、それでそ

の後で国と該当の区域との間の話合いが、協議の場が開かれますけれども、その場で恐らくいろいろな規制の緩和についての要請とか提案が出てくると思ひますので、それについてこれから順次それを規制緩和していくということに、そういう構えにしております。ですから、出だしは共通項として、こういう言わば小ぶりと言われれば小ぶりかもしれませんが、それがそれぞれ花開いて拡大していく、走りながらこれを順次進化、改善させていくということだと思ひます。

あともう一つ、これは私は非常に画期的だと思ひますのは、従来、国が自治体の事務に対していろんな義務付け・枠付けをしてるわけでありましたが、規制を掛けては、義務付け・枠付けをしてるものについては、それは所定の系統を経た上で自治体の条例にその規制の主体を置き換えることができるという、こういう新しい手法も取つておりまして、これは私は非常に画期的な仕組みだと思ひます。地方自治をずっとやってきた者からいうところでも非常に画期的なことでありまして、こういうところもこれから大いに自治体の皆さんには生かしていただきたいということで、国も協力をしながらこれを是非発展をさせていきたいと思つております。

○宮沢 一 松下副大臣、もう経産省関係終わりましたので、どうぞ御退席を。

○委員長(松井孝治君) 松下副大臣におかれましては御退席いただいて結構です。

○宮沢 一 今、いわゆる上書きというんでは、話が大変から出たわけでありまして外すという初、法律についても条例で上書きができるというか、変えられるといったようなことが随分検討されてきたようございしますが、この法律には盛り込まれていませんが、これはどういう経緯があつたんでしょうか。

○国務大臣(片山善博君) これはアイデアとして、規制緩和を一気に飛躍的に進めるための一つ

の手法として、法律で規制しているものを該当の区域については条例で上書きができるようにしたかどうかという、これも非常に画期的なアイデアで、かつ非常にアトラクティブでありました。私などのように地方自治をずっとやってきてライフワークにしている者からしましても、非常に魅力的なアイデアでありました。

ただ、私も、やはり冷静に考えますと、我が国の国法の体系の中で、国権の最高機関で国の唯一の立法機関と憲法に書かれているその国会が定めた法律を、地方議会が定める条例によって自由に変更できるという仕組みを導入することはなかなかこの憲法体制の中では難しいだろうと、私も冷静に考えて思ひます。これがアメリカのように連邦国家であつて、州の州権というものが、ステートの州権というものが確立しているところと我が国のような国情とはやっぱり違うんだろうと思ひました。

したがって、我が国の国法の体系の中でのいいますと、やはり法律で規制したものは法律で解除するというのが、これが原則だろうと思ひます。多少手間は掛かりますけれども、必要な規制緩和というのは、法律で定められているものは法律で柔軟に解除していくという、そういう手法を取る方がいいだろうと思ひますし、私も思ひましたけれども、大方の関係者の皆さんがそういう意識、認識に至つたことだと思ひます。

○宮沢 一 ある意味で、大臣が結論として持たれたことは法律的には当たり前の話でありまして、憲法で、国会が唯一の立法機関であるということ、また地方公共団体のいろんな運営に関する事項は法律でこれを定めるとか、また条例についても法律の範囲内で制定できるとか憲法自身に書いてあるわけでありまして、その法律を条例で上書きするというのが議論になること自体、正直言うとは思ひませんが、やはり法治国家としては当然の結論だったろうと思ひます。一方で、そういう、憲法で条例等々について書

かれてあるわけでありまして、私は、この法律で、法律に基づいて政令で規定された規制を条例によって変更することができると、こうなるわけでありまして、これは何でこの憲法下で許されるんですか。私にはとてもそれすら許されないことではないか、現行憲法ではと思ひますが、法制局から来られていると思ひますけれども、お答えいただきたいと思ひます。

○政府参考人(近藤正春君) 今の憲法上の問題でございまして、大臣からも先ほど御答弁ございしましたが、憲法四十一条との関係で、国会が唯一の立法機関であるということから、その委任に基づいたものをどういう範囲内で書いていけるかということ、その委任についてはやはり実質的に国会の立法権を没却するというような形で抽象的、包括的な委任は許されないと従来から解しておりました、そういう判断基準で今回のものについても私も審査をしたわけでございまして、

今回の、政令あるいは省令で定められている規制、一回法律から政令、省令に委任された事項について条例で少し特例が書けるという形にしてございまして、基本的には法律によって一旦政令等に委任をされたということで、ある意味では執行する行政府の判断である程度具体的に決めていくべき事項であるということで、事務的であつたり技術的であつたり非常に細部にわたるものであつたり、いろんなものがあると思ひますけれども、委任が一回されたものでありまして、国会自身が常に決定していかなくてもよくて、行政府にある程度委任したところの範囲内のもので、また、事項に絞られていくことが最大のございまして、そういうものにまず対象物を限定をしていくということ、総合特別区域法では、そういったものについて具体的に条例に委ねるような範囲は、一応政令で定められているものは政令で、省令で定められているものは省令というところで、ある程度最初の授權を受けた政府の側において一応具体的な範囲を確定し、法律との整合性等を踏まえながらきちっと条例にお渡しをし

ていくという形で、そういう限定の中である程度は条例での特例措置の範囲を認めているという形にしてございまして、こういう形の制約の中であれば、基本的には私ども、憲法上の問題はないのではないかとこのように判断をいたしました。

○宮沢洋一君 判断の話ですからこれ以上申し上げてもしょうがないのかもしれませんが、政令といえどもやはり法律に基づいて作られた政令でありまして、行政に委ねられている部分があることは間違いないわけでありまして、やはり四十一條の立法機関の立法の中に法律しか本当に入っていないと解釈でいいんですか、唯一の立法機関の立法の中に。

○政府参考人(近藤正春君) 今のは地方との関係でという御指摘なのか分かりませんが、そういう意味ではまさしく、先ほど申しましたように、法律で確かに定めてございましてけれども、今回のものは、法律で、一旦政令での委任をしたものについて政令でまた決めた上で、ある程度法律に基づく政令で決めた上で条例に委任をしていくということと、ございまして、そういう意味では、全く法律の趣旨、まさしくこの法律においてそういう授權を政令にし、政令で条例に定めていくという形でございまして、そういう意味では法律が国会で定めるもので、その下にある政令、それに基づくものでその条例に授權をしていくということ、基本的な体系としては問題はないというふうに考えております。

○宮沢洋一君 恐らくいろいろ詰めていってもそれ以上議論は進まないだろうと思えますけれども、私は、やはり憲法の四十一条で国の唯一の立法機関と規定してあることは大変重いと思っております。今回はいろいろな工夫はどうもされていくところは分かるんですけども、やはり一般に報道されるようになると、国が定めた政令を条例で上書きができるというふうな表現になってくると、かなりこう、まあこの表現自体が悪いんだろうと思いますが、本当に憲法四十一条の趣旨からいっていいのかと今でも実は疑問に思っております。

まして、これはこの辺で議論はやめさせていた、だきますけれども、法制局としては、やはり憲法というものをしっかりと守っていくという立場から厳密な審査を今後やっていただきたいということだけ申し上げておきます。

それでは、時間もかなり迫ってまいりましたので、税制について少し質問させていただきます。国税で税制の特例措置が決まっております。恐らく今日委員会を通過したんだろうと思えますけれども、一つ確認でありますけれども、二つの流れがあるわけですが、進出した企業からしますと、一年目に特別償却又は税額控除を投資をした年でありまして、二年目以降は、五年間ということですから、二年目から四年間、五年目まで所得控除を利用する、両方が使えるという理解でよろしいわけですか。

○大臣政務官(逢坂誠二君) ただいまの御指摘でございましてけれども、先生御指摘のとおりの方角で問題はございません。ただ、それにはもちろん三つの条件にそれぞれ適用になる企業の場合はその選択の手法があり得ることです。

○宮沢洋一君 一方で、国税については優遇措置が書いてあるわけでありまして、地方税については一切触れられていないというのが法律であり税法なわけですが、恐らく国税で手当てしたことによって玉突きのように地方税が減税になるという部分があるはずだと思いますが、それはどの辺になるんでしょうか。

○大臣政務官(逢坂誠二君) まず最初に地方税に影響のないものからお話ししますと、投資税額控除の制度の適用による法人税の減税分の地方税への連動はないということ、ここは遮断をさせていただきます。

一方で、特別償却と所得控除制度でございましてけれども、これはそれぞれの法人の損金を上積みするという仕組みになっておりますので、課税ベースになる課税所得そのものが変わってまいります。そうなりますと、地方税の課税標準そのものが変わってまいりますので、これは地方税に影響が出るということになります。

具体的に言いますと、法人住民税の場合は法人税額が課税の基本になりますので、この意味で影響が出ると。それから法人事業税の場合は課税所得が課税ベースになりますので、この点でも影響が出ると、この二点でございます。

○宮沢洋一君 企業の側からいうと、所得に影響する特別償却及び所得控除は地方税も減税になってくるということをしつかりと企業には説明しておいていただきたいと思えます。

一方で、地方が、これは恐らく地域活性化の方が大きいんだろうと思えますけれども、本気度を測って、ともかくやる気があるところに優先的に認定をしていくということのようでありまして、これも、地方税、恐らく独自の減税をするということとが本気度で一番分かりやすいところだと思えます。

例えば、市町村であれば固定資産税ということになると思えますけれども、固定資産税を減免をして、それがそのまま交付税で増加するのでは本気じゃないところまで出てくるわけでありまして、けれども、ここはしっかりと、減税をしたところは交付税でそれを補填しないということとよろしいのかどうか。

○大臣政務官(逢坂誠二君) 御指摘のとおりでございまして、交付税で補填する措置は設けてございまして、

○宮沢洋一君 一方で、これ固定資産税というのは大変分かりやすく、市町村は固定資産税という道具があるわけですが、都道府県の場合は余りその法人税絡み以外しかそういった意味で優遇する、本気度を示す税というのはないような気がしますが、地方の法人税をある程度減税するところは本気度が高いというふうに判断するおつもりですか。

○大臣政務官(逢坂誠二君) 本気度の判定というのはなかなか難しいところもあるかと思えますが、市町村の場合は固定資産税というのは非常に代表的な例だと思います。都道府県の場合は法人事業税でありますとか不動産取得税なんかは法人に絡むものでありますので、それらも一つの例になるかと思えます。

あわせて、税以外でも、例えば都道府県が補助金を出すなどといったことも一つの例でしょうし、もう一つは、今伺っているところでは、都道府県が独自に条例を作ると、今回の特区を促進するためにですね、そういったこともある種の本気度の判定になるのではないかと思っております。

○宮沢洋一君 次に、これ九条に絡むんですけれども、九条に国際競争力強化の方針というものを総理大臣が指定する場合には決まると、こう書いてあるわけでありまして、国際競争力強化、今の日本にとつては大変大事なことであります。

国際競争力を強化するということは大変賛成なんですけれども、一方で、当然、この総合特区には日本の企業だけでなく外資も参入できるわけ。そして、その地域からすれば、外資が参入することによって雇用が増えるというメリットはあるけれども、一方で、外資がいろいろな恩恵を受けることによって、それと対抗する日本の企業が結果的にマイナスになるというようなことが理屈としてはあり得るわけですが、この辺はどういうふうにかえられていきますか。

○大臣政務官(逢坂誠二君) 外資の問題については特区であるにかかわらずいろいろな議論があるかと思っておりますけれども、今回の特区制度においては、外国企業においても対象とするということにされていくわけです。

若干、自分自身の経験も踏まえて感じますところは、実は私がかつて町長を務めておりました二セコエリアでは、十年と少しほど前から外国企業の投資が非常に盛んな地域になりました。最初はオーストラリアの企業が進出してきて、昨今ではアジア、マレーシアですとかシンガポールの企業なども投資をしているような事業展開をしているわけです。そうしたときにそれらを見てみると、外国企業が来たことによって、それまで日本の企

業が持ち得なかった新たな目線を持つようになる。例えば地域の資源の活用についても、ラフテイングとかアウトドアの楽しみとか全く違った目線でいろんなことをやっていくというようなことで、外国企業の進出はメリットがあるのかなというふうにも思っております。

しかし、加えて一方で昨今何が起きているかといひますと、外国資本による山林のある種の買占めのようなことが起こって、地域では土地そのものの、例えば水源地なんかがいろいろと心配な状況になるのではないかとこのように言われています。

それで、その段階に入って今何が行われているかと。条例でそういったものがある種少しルール化していくというふうな動きが出てくるわけでありまして、外国企業が入ってくるメリット、あるいは様々な懸念というものを、いろんな知見の積み重ねの中で、今、ある一定の段階へだんだん発展してきているというふうに思いますので、この特区制度においてもそういった取組がこれからされていくべきではないかと思ひます。

○宮沢洋一君 私に質問している意味は、まあ、例は挙げてはいけないうちも申しませんけれども、簡単に言えば、サムスンの研究所が出てきて、そこでその地域の雇用には貢献するけれども、そこで恩恵を受けて開発したいものなものがシャープにはマイナスになると、こういうことが起こったときにどうするかという質問なんです。

○大臣政務官(逢坂誠二君) その点におきましては法の中で明示的に書いておまして、法の八条です。我が国の経済社会の活力の向上、持続発展に相当程度寄与することというようなことも書いてございまして、こういったことに配慮しながら最終的に法の運用がされていくべきと思ひております。

○宮沢洋一君 それは、雇用だけではなくて、我が国企業の、特区に関係しないそれ以外の企業の競争力とも比較考量をすると、こういう意味ですか。

○大臣政務官(逢坂誠二君) 明示的にそのことを言っているわけではございませんけれども、そういったことも当然国としては配慮しなければならぬというふうに思ひます。

○宮沢洋一君 私も質問しながら、大変難しい質問をしているなと思ひていますが、若干、そこまでやったら政府としては踏み込み過ぎじゃないかと思ひながら質問したんですけれども、余り表で話す話ではないかと思ひますが、しっかりとやっていただきたいと思ひております。

それでは、恐らく最後になりますけれども、今回の特区、国際戦略総合特区と地域活性化総合特区とあるわけでありまして、やはりいろんな恩恵があるのは国際戦略総合特区であります。先ほど一番最初の質問にありましたように、大変厳しい日本の状況の中でこれを何とか使っていくためにはならない。そうすると、そんなにたくさんは指定できるはずはないだろうな。特に震災後でありますから、震災前よりはもっと狭めて重点的にやっていかなければいけない話だと思ひます。恐らく、一つが成功してまた次を考えればいいぐらいの話かもしれない。

大臣としては、幾つぐらい指定しようと思ひていますか。

○国務大臣(片山善博君) これはあくまでも私は限定的だと思ひます。国際戦略総合特区という、国際戦略をにらみながら地域の育成を図っていくわけでありまして、そんなにあつちもこつちもということではないと思ひます。これからやってみたいと分かりますけれども、五つ程度ということの一つの目安にしたいと思ひております。

○宮沢洋一君 恐らく昨年の暮れであれば五つでよかったのかもしれませんが、この震災後ということになると、私は正直、五つではとても多いような気がいたします。スーパースーパー中核港湾といった三つも指定したのが恐らく港湾行政の大きな間違いであつたのと同じように、五つは少し大き過ぎるのかなということだけ申し上げまして、少し時間余らせておりますけれども、質問を終わらせて

いただきます。

○谷合正明君 公明党の谷合です。

私の方から、まず特区の指定のプロセスについて伺ひます。

先ほど大臣の方から、国際戦略特区は極めて限定的で五つ程度になるのではないかとこの見通しでございまして、この国際戦略特区は、新成長戦略では大都市等と想定がされております。この大都市といったとき、どのレベルの都市をイメージしているのか、政令指定都市以上なのかというところがまず一つ。

それから、国際戦略特区の指定について、第八条については指定の流れが書き込まれております。この指定のプロセスの透明性をどのように担保していくのか、これが二つ目でございまして。

それから、国際戦略特区と地域活性化特区共に指定に当たって考慮されることは、純粋に経済効果なのか、あるいは地域的な配慮というのがなされていくのか。この三点について、まず大臣に御答弁をお願いしたいと思います。

○国務大臣(片山善博君) 国際戦略総合特区は、それなりのやはり産業集積でありますとかその他の機能集積があることが想定されると思ひます。これ一般論でありますけれども、したがって、政令指定都市に限りませんけれども、ある程度大都市機能を備えたところが通常は想定されると思ひます。

ただ、これは、必ずしもそこに最初からもう限定して、それ以外は駄目ですよと言うつもりは毛頭ありません。いろんな構想、アイデアが出てくると思ひますので、仮に大都市圏以外の区域であるとしても、要件に該当して、かつなるほどと思う案件がありましたら、それは指定するにやぶさかではないと思ひております。

それから、その指定に当たってどういう手順かということですが、これは私は客観性と公正性ということが非常に重要になると思ひます。透明性の高い中でそれぞれの案件、プロジェクトについて評価を行って、その結果に基づいて選定

をするということだろうと思ひます。しかも、それは役所の独り善がりとか一面的な見方にとらわれてはいけないうちも思ひますので、広く有識者の御意見を賜りながら結果に反映させていくという、そういうプロセスを取りたいと思ひております。

それから、指定の判断基準で、純粋に経済効果のみなのかということですが、経済効果はもちろん重要でありますけれども、必ずしもそれだけにとらわれない、判断基準の一つではありますけれども、それだけにはとらわれないと思ひます。

先ほど来議論になっておりますけれども、例えば地域の、何といひましょうか、本気度といひますか熱意といひますか、取り組む姿勢でありますとか、それから、それぞれの地域が抱えております課題に対する、取り組みその有効性でありますとか、それから、そのプロジェクトが持つております先駆性でありますとか実現可能性でありますとか熱度でありますとか、そんなものを総合的にかつ客観的透明性の高い中で判断をしていくというところになろうかと思ひます。

○谷合正明君 正式な提案がなされてから、客観性と公平性であるとか透明性だとか、様々な指標で選定されていくことだと思ひますが、一つ地域活性化の方の話で特に私が思ひますのは、これまで様々な地域活性化の取組はされていっていると思ひますが、成功しているかどうか、その成功も一時的なものじゃなくて長期的にわたって成功しているかどうか、やはりそこはその中心者たるべき人物の存在というのが大きいな。経験や熱意とか専門性であるとか、そういう中心者が必ずその場所にはいるというふうには私は思ひております。

たといひゆる専門家であっても、単にほかの成功例を当てはめようとして失敗することは多々あるんじゃないかと思ひておるわけでありまして、私は、地域活性化の人材の育成であるとか確保であるとか、そうしたことを政府としても支援していくべきではないかと思ひておるんです。

が、この点について、もう一つ、そうした人物がいる、そういう提案に対してしっかり評価をしていくべきではないかと思っておりますが、この二点について答弁を願います。

○副大臣(平野達男君) これから総合特区を指定していくわけでありましても、多分たくさん地域から応募があると思います。

その指定に際しましては、先ほど総務大臣から御答弁がございましたけれども、有効性、先駆性、熱度、あるいは実現可能性、あるいは地域全体の熱意、こういったものを総合的に勘案してその地区を指定していくということでございまして、そういった計画を作るときに、恐らくは、その中にキーパーソンとなる方あるいは地域を引っ張る方、多分そういった方がいる地域ほどそういった具体的な計画が出てくることだろうと思います。

ですから、その中でキーパーソンになる、あるいはリーダー的な存在になる方というところは、私どもも非常に重要な要素だと思っておりますが、計画全体の中にそれが色濃く反映されていくということで、その計画を選定する段階で、その選ばれた地区がそういったことも内包されているというような位置付けで選定をしていきたいという、そういう考え方ということでありま。

○谷合正明君 今の質問に関連しまして、今回の法案は総合特区でございまして、復興特区の方に對して私たち公明党は、人間の復興ビジョンというところで、次のことを提案させていただいております。それは、街づくり等について専門的な助言を行う人材を国がプールして、復興支援アドバイザー、仮称でございしますが、として被災した県の要請に基づき派遣する体制を構築するといったことを提言させていただいておりますが、この点について御答弁願いたいと思っております。

○政府参考人(荻野徹君) 現在、政府の復興構想会議におきまして、いろいろ復興の青写真作りというところで御議論をいただいておりますが、その中でも復興事業の担い手につきましては大変な重

要なテーマとして議論をされております。

具体的には、地域住民のニーズをくみ上げる仕組みが不可欠であるとか、その際、地域のニーズに応じて住民を支援する専門家を円滑にマッチングさせる仕組みが必要であるとか、あるいは大学研究者や専門家、コンサルタント等の民間実務者など、多様な人材を活用することが考えられるのではないかと等々の御議論がなされているところでございます。

現在、構想会議では提言の取りまとめをしている段階でございしますが、政府としましては、今月末にも出されます提言を踏まえまして適切に対応してまいりたいと考えております。

○谷合正明君 総合特区の話でございしますが、この話は復興特区の話でありますけれども、総合特区の方におきましてもこうした人材の育成確保、この点についてはしっかりと進めていただきたいというふうな思っております。

次の質問は、PDCAサイクルについて伺います。実施された総合特区の評価をどのように行っていくのかと。十五条、三十八条の報告の徴収、また十六条、三十九条の措置要求、これは構造特区と同様の規定をここに書いているわけでございましてけれども、これだけでPDCAサイクルは適切に回るのかと。構造特区のときは、かつて株式会社立の大学の問題が起きたときに、PDCAサイクルが適切に回らなかったんだ、そういった指摘もございました。

今回、構造特区と同様の法文で書いているわけですが、これからは、例えば国と地方との協議会にどの程度のPDCAサイクルを行わせるのか。また、評価結果を協議会ごとに定期的に公表するべきであると考えておるんですけれども、この辺りを含めて、このサイクルの在り方について大臣の答弁を願います。

○国務大臣(片山善博君) PDCAのような評価システムで、その評価を次の段階に生かしていくということは非常に重要なことだと思えます。と

かく、今までの国の施策で、地域指定をして何らかの特典を付与して、それに基づいて地域でやってもらおうという場合に、指定倒れといえますか、認定倒れが多かったことは事実であります。そうあつてはいけませんので、この度のこの総合特区についてはきちっとした評価システムをやったりビルトインしておくことが必要だろうと思えます。元々が、その指定というのが、非常に我が国の経済に寄与するとか、寄与することが見込まれるとか、それから地域の課題を解決するということが必要でありますので、そういうことをちゃんとこのプロセスにおいて実現しつつあるかどうかということ把握することは重要だと思えます。

御指摘になりましたような国と地方との協議の場というのが地区ごとに、地域ごとにできますので、その中でちゃんと随時評価をして、それを次のステップに生かしていくという、こういうことをもう埋め込もうと思っております。その段階ごとに、要所要所では、その内容、概要というものを世間に広く公表するということも、これもやりたいと思えます。

○谷合正明君 評価システムの具体的な話でございしますが、総合特区通訳案内士制度、先ほども質問にありましたけれども、これは通訳案内士、それから地域限定通訳案内士と並んで三つ目の制度ができてくるわけでありますが、この制度を導入したときに、果たして訪日外国人のニーズをどの程度満足させたのかとか、あるいは結果的に外国人旅行者の増加につながっているのかどうか、それから、先ほど有田委員の方からも御指摘ありましたが、総合特区通訳案内士自体の実力の到達度はどうなっているのか、この辺りの評価をしっかりとしていかなければならないと思うんですが、現在どのような評価、検証を考えているのか、御答弁願います。

○政府参考人(武藤浩君) お答えをいたします。特区ガイドにつきましては、委員御指摘のように、養成方法が違いますので、そこはしっかりとフォローアップをしていく必要があるというふう

に考えております。

具体的には、特区ガイドのサービスを受けた訪日外国人に対して例えばアンケート調査を行って、説明内容がどうだったのか、満足度がどうだったのか、そういったことも調査をしようと思っております。また、特区ガイドのサービスの付いたツアーの造成状況、そういうものが訪日外国人の増加につながるものと考えておりますが、そういったことについても調査を行って、積極的に検証を行っていきいたいというふうに考えております。

○谷合正明君 将来的に通訳案内士制度というものを観光庁としてはどのようにしていきたいと考えているのか。今回は地域を限ったということで総合特区に盛り込んでいくわけでありましたが、そもそも全国的な制度の在り方についてしっかりと議論がなされているのか、見通しがあるのか、この点について御答弁をお願いします。

○政府参考人(武藤浩君) まず、試験に通って資格を得る通訳案内士、これは全国一律の既存の通訳案内士とそれから地域限定の通訳案内士がいるわけでございしますが、それに加えて、今回、特区ガイドがあるわけでございします。これらは車の両輪として、いろんな訪日外国人のニーズに対応していた、たくさん運用を期待をしているというところでございします。

この全国一律の既存の通訳案内士につきましては、非常に重要な機能を引き続き持っていたきたいと思っております。例えば、試験では、地理ですとか歴史ですとか、そういったことの知識を問うているわけでございしますが、最近日本に來られる外国人の方々は、こういった日本の地理、文化だけではなくて、例えば食ですとかアニメですとかファッションですとか、そういったことにも非常に強い関心を持っていただいております。こういった方々に対して、日本のポップカルチャーについてですとかあるいは食ですとか、そういったことについての研修を観光庁でもしっかりと行っ

て、いろいろなニーズに対応できる通訳案内士として活躍をしていただきたいというふうに考えております。

○谷合正明君 最後に一つ質問します、どぶろく特区について。

今回、構造特区でこれまでの成功例とされているどぶろく特区を総合特区、構造改革特区だけじゃなくて総合特区にも盛り込むと。ところが、全国で百十六件特区が通っておりますので、もうどぶろく特区であること自体のベネフィットが薄らいできているんじゃないかということも思っているんですが、ここで改めて、この総合特区の中に入れ込んだ理由というのは何なんですか。

○大臣政務官(逢坂誠二君) 実は、今回のこの法案提出をするに当たって、昨年、全国から様々な御提案を募集いたしました。その中に、いろんな提案があったわけですが、このどぶろく特区について、明示的にどぶろく特区というふうに指定をした提案は数は多くはなかったとは思いますが、提案全体を見てみますと、多分地域活性化のためにどぶろく特区のようなものも活用しながらやるだろうなというようなものが想定されたので、この際、総合特区の趣旨に合うということであればパッケージとして支援をしようということとどぶろく特区を入れさせていただいたところがあります。

現在、このどぶろく特区について、更にまた進化させて今回提案するべきではないかといった御意見もあるようにも聞いておりますが、それは今後設立されます国と地方の協議会の場などにおいて検討していただいて、新たな提案があれば、またそれを考えていきたいというふうに思っています。

○谷合正明君 以上で質問を終わります。

○小野次郎君 みんなの党の小野次郎です。

総合特区法案、この審議が、この会期はどうなるか、まあ延長される可能性が高いと思いますけれども、いずれにしてもこの会期末というところまで回ってきたときに、私が思いましたのは、この

法案は大震災の復興にも早速活用されることもあるんだろうという意味で認識をしたわけですが、でも、被災地域で今回の総合特区制度の活用について、現状として地元から何か具体的な構想がもう上がってきているのかどうか、現状をお伺いしたいと思っています。

○国務大臣(片山善博君) 構想めいたものは、震災前にお話を聞くということはありませんでしたが、被災地域でありますともう様相が一変してしまいましたが、そのままそれを提案していただくということにはならないだろうと思います。

それとは別に、今回の復興の過程で、例えば宮城県の水産業復興特区構想でありますとか、岩手県の再生可能エネルギー導入促進特区などが出てきておりまして、これが私どもの方へというよりは、復興構想会議の方で一つのアイデアとして出てきております。

これをどういうふうな位置付けるかというのは、ちよつとこれは検討の要があると思います。今御審議いただいている総合特区でいくのがいいのか、それとも、恐らく手厚くなるであります。う復興特区に対する支援などを受けながらやる方がいいのではないかとということかもしれません。これは調整をする必要があるだろうと思います。

現状ではそういう段階であります。

○小野次郎君 復興基本法の方の復興特区については更にまた詰めなきゃいけない部分があるわけですから、この総合特区法案の特区と復興基本法の復興特区というのは、私自身も含めて、どういう関係になっているか、どうやって調整、連携していくのかというのには多くの人が関心があると思うんですが、その辺についてもどんな形で調整、連携を図っていくのか、これは被災地域ですぐにも知りたいところだと思っております。

○国務大臣(片山善博君) これは、これから復興特区、基本法には漠としたことしか書いてありませんので、これを復興の推進機関でもってこれから大至急詰めていくことになるだろうと思

いますが、大ざっぱに言いますと、私は担当大臣でもありませんのでいいかげんことを言うことはばばかられますけれども、私のイメージとしては、復興特区というのは、被災した地域はどこでも手を挙げれば復興特区になり得るという、そういう構想でないといけないと思うんです。被災地域の中でどこかどこかどこかだけ選んでそこを重点的に支援するということは妥当でないと思います。したがって、被災地域で希望をすれば、その特区が規制の緩和でありますとかその他の支援が受けられるという、そういう枠組みにするべきだと思います。

一方、この総合特区といいますが、全国の中で何か所かを選んで、そこに重点的に投資を呼び込むとか機能を集積するとかいうことでありますから、そもそもの基本的な考え方が異なるんだろうと思います。

そういう意味で、先ほど、宮城県の水産業に係る特区構想などはどちらにするのがいいのか、重点的投資ということでこちらの方が魅力的であればこちらを利用していただくということも選択肢でありましょうし、それから、復興特区の方が容易にその指定を受けられて、しかもこちらいうことであればそちらの方がいいだろうと思

いますので、そういう、現段階ではちよつと選択の余地を残しておくことだろうと思います。

○小野次郎君 そうすると、私の理解でいうと、復興特区の方が人口が広いというかハードルが低いということと、反対に救済性という性格が強いものだと、そういう理解でよろしいんでしょうか。

○国務大臣(片山善博君) 復興特区の方は、恐らく元あったところに戻し、更にそれに何らかの付加をするという、それで活性化を図るという、そういうことが一つの理念になると思いますので、私は、まだ復興特区の構想が具体化しておりますけれども、恐らく、今被災地から上がっている幾つかの構想などを見ますと、復興特区の方が多

分フィットするだろうというイメージを今抱いております。

○小野次郎君 今のお話にも関係するんですが、被災地域で、とりわけ放射能の汚染地域の中で、従来の利用方法、土地の様々な使い方を考え直さなきゃいけないという場所を含む地域では、私は、農地法とか水利用法とか漁業法とか、土地利用に対する既存の規制を大幅に緩和して、太陽光、水力、風力、地熱、バイオマスなどの自然エネルギーの日本でも生産拠点と言えるようなものにしていく、そういう活用を考えるべきじゃないかなと思うんですが、こういう新しい利用法について、経産省から御認識を伺いたいと思います。

○副大臣(松下忠洋君) 今委員が御指摘のとおり、福島でのあの深刻な事態で我々は様々なことを今教訓として学んでおりますけれども、再生可能エネルギー、そして太陽光等を活用した土地の利用、そういうものについては、これはしっかりと取り組んでいく課題だと、こう考えております。また普及率も全体の中ではエネルギーとしては小さいわけですが、この問題を含めて規制の緩和、それからいろいろな取組、全力を挙げてやりたいと思っています。

例えば、太陽光発電なんかでは建築基準法でいろいろ規制があるんですが、人が住まない、太陽パネルをしっかりと張っていくということでは、これはもつと緩めて、思い切って進めていいんじゃないかというふうなことも含めて、今、省を挙げて、国を挙げて勉強していますので、しっかりとこたえたいと、そう考えています。

○小野次郎君 副大臣は慎重に、例示で挙げられたのは建築基準法だけでしたけれども、私は、こういう地域、いい悪い別にして、やはり水とか土とかについて不安が残っている地域でも、太陽光とか水力、風力、地熱でそれをクリーンエネルギーという形に変えて、その地域の方がそれをして、生活の糧にする、あるいは日本全体としても、エネルギーの何%かをそこでつくっても

らうというモードチェンジをすることができるとは思いませんので、この前も申し上げたかもしれませんが、経済産業省がお立場で取り組むとしても、関係する省庁は物すごく大きいし、特に農地の関係や水面の関係の省庁にも、日本全体で考えようということでは非御協力をいただくように、私たち国会議員もアピールすべきだと思いますけれども、お役所の方も、自分の許された敷地の中で考えればという発想ではなくて取り組んでいただきたいと思います。

総合特区の制度の中でこうした被災地の新しい利用を迅速に進める自然エネルギー特区みたいなものが実現する可能性があるかどうか、今度は、特区として活用可能性があるかどうか、お話を伺いたいと思います。

○副大臣(平野達男君) それは一般論としてでしょうか、それとも被災地ということでありましょうか。

まず、一般論としては、当然、総合特区の中では自然エネルギー、こういったものに関して強い意向を持っている地域があります。ですから、総合特区の中で自然再生エネルギーの活用を図っていく、あるいは自然再生エネルギーを生み出していく、そういった事業が生まれてくるということは十分あると思います。

一方で、被災地につきましては、先ほど片山大臣が答弁されたことに若干補足をさせていただきますと、小野委員が申されたように、被災地というのは、もうべたで建物も何も全くなくなっていくという中で、そこからスタートというところの中では、土地利用調整、水も入りますし、そういったものの土地利用調整の比率というのは非常に高まってくると思います。

今の総合特区の中では、今ある現状、都市からスタートしてそれを更に進めるという前提での総合特区を考えていますから、むしろ復興特区の中でのそういった特性を生かしながら自然エネルギーも取り入れていくという意味では、被災地においてはやっぱり復興特区に軸足を置いた再生を

図られるのではないかとというふうに私自身もちょっと思っております。

○小野次郎君 ちよっと視点を変えますけれども、特区、これは構造改革特区、今度は総合特区、いずれにしても特区という形で、ある地域で特例的な制度を認めるということについてお伺いしますけれども、私は、本来は、全国的な規制改革を進めるべき課題について、いろんな抵抗があつて全国で一律にできないから一地域に限って進めていく、さらにはそのことについて助成というか様々な支援もしていくというのが今回の総合特区の考え方だと思いますけれども、元々の原点に立つて考えれば、やはりそのことで終わらせてしまつてはいけないうらうと。

さつき谷合議員がPDCAとおっしゃいましたけれども、その特区についてのPDCAも必要だけれども、実はそれをもつと全国に広めるべきなものではないかという発展性のPDCAのサイクルも動かさなきゃいけないだろうと思うんです。そうでないと、何か抵抗が大きいから迂回してある地域だけ認めて、これで政府の責任が、政府だけじゃない、国会の責任もあるんですけれども、国としての政策として十分とは言えないと。責任回避というふうに言われることがないように、これからそういう考えで進めていくべきだと思うんですが、これまでの実績の中で、最初特区で始めて全国に拡大された改革ってどんなものがあるのか、実例があればお話しいただきたいと思っています。

○大臣政務官(逢坂誠二君) 御指摘の構造改革特区による規制の特例によって全国に展開されたものというのは、これまで百三十八ございます。

それで、そのうちの一つ御紹介しますと、高齢者や身体障害者の移動ですけれども、これ公共交通機関によつてその地域ではなかなか移動が円滑にいかないというような場合に、NPOなどによる有償運送を可能とするというような特例がございますし、併せて、この際に福祉車両以外にセダン型の車もこういった使用に認めるというよう

な特例がございます。これが全国展開されております。特例が決められたのが平成十五年の一月、全国展開をしたのが平成十八年の十月、こういった例がございます。

○小野次郎君 最後に、この関連でもう一問大臣に是非お聞かせいただきたいんですが、今後実施される特区の中で、効率性、特に地域活性化の効率が実証される内容については着実に全国的な改革に発展させていく仕組みが必要だろうと。一部、もう大臣、先ほどお話しになっていたと思うんですが、是非その改革を全国に拡大していく取組の仕組みを今度はビルドインすべきじゃないかなと思うんですが、政府の中にですね、その辺についてお話しいただきたいと思っています。

○国務大臣(片山善博君) 全く同感であります。構造改革特区がつくられたとき、小野議員はよく御承知と思いますけれども、非常に抵抗の強い中で穴を空けるというところからスタートしたんだらうと思いますけれども、その構想の行き着くところは、それは穴を空けて全国に広げるということが、これが目標でありますから、そのことを忘れないようにしなければなりません、我々政府三役がこの問題についても主導的に働きをしなければいけないと思っております。是非、一つの実験といえますが、試みからそれを全国に広げていくという取組をやりたいと思っております。

○小野次郎君 大臣にはいつまでもやっていただきたいと思いますが、しかし、ちゃんとそれが仕組みとして残っていないと、大臣も副大臣も政務官も替わつちやつたら何か熱意が冷めちやつていくというんじゃないや困るんで、そこら辺は、精神的な気合だけじゃなくて、是非在職中にそういう仕組みを省内にしっかりとつくつていただいて、よろしくその辺をお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

○糸数慶子君 無所属の糸数です。

最後の質問でございますので、重なることもありますが、よろしくお願ひしたいと思ひ

ます。

まず、総合特区の指定についてであります。総合特区の指定については、地方公共団体が特区で行う事業や、そのために必要となる規制の特例措置と併せて申請するものというふうに承知しております。そういったしますと、冒険的、野心的な申請や規制の特例が規制省庁の意に反するようなものはそもそも特区としての指定を受けられない可能性が高いのではないかと。その反動として、申請は無難な規制省庁に理解されやすいものばかりが出てきて、結局、経済の活性化には結び付かないのではないかと懸念されます。

そこで、その区域の指定については、規制省庁の抵抗よりも、まず経済成長、そして地域の活性化に資するものを選定するのが原則というふうに考えますが、大臣のお考え、是非見解を賜りたいと思ひます。

○国務大臣(片山善博君) おっしゃる通りでありまして、そのためにこういう総合特区という仕掛けをつくらうというのがこの法案であります。省庁の抵抗が強いから実施ができない、以上終わりというのはこれまでの仕組みでありまして、それを乗り越えて新しい取組をしていきたいと思います。それを応援しましょうという、その反対側には省庁の抵抗があつても、それはこの枠組みの中で解消していくことであります。

○糸数慶子君 ありがとうございます。先ほどもお話ございましたけれども、今のその御決意にありましたことを是非きちんと実行していただけるように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、昨日成立いたしました復興基本法についてであります。これは、被災地域の復興に向けた取組を推進するため、区域を限って、規制の特例措置などを適用する復興特区制度を創設するための検討、法整備を講ずることというふう

に規定されております。被災地復興のための特区制度につきましては、既に本法案に対する衆議院の内閣委員会での附帯決議もございします。そこで大胆な規制・制度の特

例を内容とする新たな特区制度の創設の検討を求めているところではありますが、ただ、この復興特区としての制度に期待して総合特区の申請を見送った地方自治体が例えばあったとして、後から出された復興特区制度が期待に外れてしまうようなものであった場合、今更総合特区の申請をするわけにもいかないということで、気がそがれる結果が生じる懸念がございます。

そこで、復興特区制度の検討、法制化については、総合特区の申請開始前までに、制度の概要、そして対象地域を提示して、被災自治体に復興特区と総合特区、どちらかを選択するように考えられるような情報提供をすることが必要であるというふうな考えのわけですが、復興特区制度の検討、法制化に向けたタイムテーブル、そして総合特区制度の調整、具体的にどのように行われるのか、お伺いいたします。

○副大臣(平野達男君) 今御紹介にございましたけれども、復興特区制度については、六月二十日に可決、成立した東日本大震災復興基本法において、必要な制度について総合的に検討を加え、速やかに必要な法制上の措置を講ずることとされているということでございまして、これを受けまして、これから政府の中では具体的な検討が進むのではないかとこのように思っています。

この復興特区制度が実現した場合には、その概要をできるだけ速やかに被災地域にもきちっと伝えるとともに、総合特区制度との違い等についてもきちんと分かりやすく伝えて、どちらの制度でも乗れるような、そういった仕組みを用意することが大事ではないかというふうに思います。

ただ、復興特区制度については、繰り返しになりますが、被災地域からのスタートということで、恐らく被災地域に合わせた特例制度をたくさん用意するというところでもございますので、どちらかというと、被災地域は復興特区制度の方に期待する向きが多いのではないかとこのように思います。

○糸数慶子君 ありがとうございます。是非進

めていただくことをよろしくお願いしたいと思えます。

次に進みます。

現在、構造改革特区として認定されている地方自治体が別途総合特区を申請して認定された場合、この二つの特区が併存することになるわけですが、そのようなことは可能なのでしょうか。そして、既に構造改革特区で認定されているところについては、特区の併存は認められないこととなる。総合特区の申請前、申請の前提として、構造改革特区を返上しなければならぬということもあり得るのでしょうか。特に人気の高い、先ほどもありました、どぶろく特区は、例えば総合、そして構造改革、どちらでも特区として選べるので、そういう意味での税の優遇等の付いた総合特区に比べる動きも出てきようかというふうな思いのわけですが、既に構造改革特区の認定を受けている地方自治体と同様な内容を含んだ総合特区の申請をしてきた場合、どのような対応がなされるのでしょうか。お伺いいたします。

○大臣政務官(逢坂誠二君) まず、今回の総合特区ですが、これは地域をある種限定をして規制の制限を、ある程度の特例を設ける、あるいは財政の措置、税制の措置、金融上の措置ということとで、総合的にパッケージで応援をするという性質のものであります。それから、御指摘の構造改革特区は、どちらかというと分野を限ってピンポイントで応援をしていくというものでありますので、そもその性格が違っておりまして、両者が併存することは可能だというふうに考えております。

あわせて、今御指摘のありましたどぶろく特区でございますけれども、どぶろく特区を既に申請をしてオーケーをもらっている地域が総合特区を申請しても、既存の計画を返上するなどということとは必要がございませんので、その点、お伝えしたいと思います。

○糸数慶子君 ありがとうございます。次に、東京電力福島第一原子力発電所の事故を

受けて、原子力政策は見直しを余儀なくされているというふうな考えです。総合特区の提案募集においては、再生可能エネルギー、グリーンエネルギーといった環境に優しいエネルギーを使う特区が様々に提案されています。

例えば、その中で沖縄県の糸満市、糸満市の提案の中に海洋資源・再生可能エネルギーを活用する低炭素型雇用創出特区というものがございまして、三月十一日以降、日本のエネルギーの在り方は根本的な変化を求められておりまして、特に電力供給に係る構想については極力取り上げていく、あるいは特区としてではなく全国的な規制改革に結び付けて、短期的な電力の逼迫や、そして長期的には脱原発の体制整備を考えていく必要があるというふうな考えのわけですが、当面の問題として、本法案による特区申請あるいはその指定、エネルギー関係に係る提案はどのように配慮していくのか、考え方を伺いいたします。

○国務大臣(片山善博君) 実は、既に本年の二月から三月にかけてまして、この総合特区法案が成立をいたしましたらばどういった提案が出てくるだろうとかというところの調査を行いましたけれども、その中で、いわゆる再生可能エネルギーに関する取組を構想しておられるところが五十九件ありました。

この再生エネルギーの推進ということは、これは非常に重要な課題でありますので、この総合特区制度の中で位置付けていきたい、これからどういったところを選んでいくかということでありますけれども、積極的に位置付けていきたいと考えております。

○糸数慶子君 糸満市の方からの提案に関して、是非、再生エネルギーという観点で御考慮いただきたいというふうに思います。

次に、総合特区制度において民間が地方公共団体に對し特区創設の申請をするように提案すること、あるいはこの規制、そして制度改革の提案を要請することができるというふうにしておりますが、地方公共団体が民間の提案や要請を受けず

に、民間の有する機動性やそれから専門性が十分に活用されない可能性があるわけですが、本法案におきまして、地方公共団体が民間の提案や要請を受けないと決定した場合、その理由を明らかにしなければならないというふうに思いますが、国として、民間からの優れた提案が目の目を見ないようなことをできる限り防ぐような、そういう手助けを行う必要があるというふうに考えます。

民間からの提案の救済方法について、片山大臣の考えを伺いいたします。

○国務大臣(片山善博君) 今回の法案の中では、従来にない私は思うんですけれども、仕掛けが入っております。それは、自治体に対して民間からこれはという提案があった場合に、聞き放しにするのではなくて、これを取り上げて国の方に申請しないならば、申請しないことについての説明責任をちゃんと果たすという、そのことを求めている。これは大変私は大きな力になると思えます。

もちろん、その後、提案が自治体によって取り上げられなかったからといって、何かそれを別の仕組みでクレーム申請するとか救済をするとかという仕掛けまではありませんけれども、しかし、ちゃんと受け止めたことはちゃんとお返しをするということこそこれ義務付けしておりますので、自治体にとつては非常に重いと思えます。そのことをもちろん自治体の皆さんは重々承知でありますけれども、我々の方もそのことを常に注意を喚起したいと思えますし、我々の方で気付くことがありましたら、多少前のめりになるかもしれませんが、そういう有意な提案についてはよく検討していただくように、我々の方からも声を掛けようなどとしてみたいと思えます。

○糸数慶子君 ありがとうございます。

今の大臣のそういう強い決意をいただきました。是非この法案に関しても期待を申し上げまして、私、これで質問を終わります。

○委員長(松井孝治君) 他に御発言もないようです

すから、質疑は結局したものと認めます。

これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

総合特別区域法案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(松井孝治君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、山谷君から発言を求められておりますので、これを許します。山谷えり子君。

○山谷えり子君 私は、たたいま可決されました総合特別区域法案に対し、民主党・新緑風会、自由民主党、公明党及びみんなの党の各派並びに各派に属しない議員糸数慶子君の共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

総合特別区域法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、総合特別区域については、我が国の現下の財政事情等に鑑み、「選択と集中」の観点を最大限に活かすため、政策課題を解決する上で有効かつ先駆的な取組の実現可能性が高い地域を厳選して指定を行い、国と地域の政策資源を集中させること。

二、総合特別区域の指定に当たっては、当該指定が恣意的にならないよう、総合特別区域基本方針において具体的な指定基準を定めるとともに、有識者による客観的評価を活用するなど、指定審査過程の透明性を確保すること。

三、総合特別区域制度の運用に当たっては、民間等からの提案制度、総合特別区域協議会の活用等により、地域の住民、事業者、NPOなどの民間主体の創意工夫が最大限活かされるよう努めるとともに、これらの民間主体が総合特別区域における取組に主体的に参画で

きるよう十分配慮すること。

四、関係各府省庁は、総合特別区域における政策課題とその解決方向を地域と共有し、地域の責任ある戦略が実現するよう、内閣官房・内閣府と緊密に連携し、積極的に対応すること。

五、国際戦略総合特別区域における企業誘致等に当たっては、国際競争力の強化に資する他の関連制度との窓口をワンストップ化するなど、関連制度間の密接な連携による相乗効果をうみ出しながらグローバル企業等の誘致を推進すること。

六、新たな規制の特例措置等に関する提案があった場合には、国と地方の協議会等において、その提案の実現に向けた誠実な協議を行い、規制・制度の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等の一層の充実・強化を図ること。

七、総合特別区域に係る施策については、当該総合特別区域に関する国と地方の協議会において、毎年度その評価を行い結果を公表すること。

八、総合特区通訳案内士制度については、地域における訪日外国人旅行者のニーズを踏まえ、通訳案内士の数が不足しているなど、通訳案内士法に基づく通訳案内士及び外客誘致促進法に基づく地域限定通訳案内士を補完することが必要な地域に限って実施するとともに、総合特区通訳案内士の資格取得のための研修は、有償で通訳ガイドサービスを求める訪日外国人旅行者のニーズに応えることができる十分な密度の濃い内容とし、修了時に実力の判定を行うなど、通訳案内士制度に対する信頼性の確保に努めること。

なお、総合特区通訳案内士の資格を得て通訳案内業務に従事する者については、その経験と実績に適切に配慮して、将来、通訳案内士試験を受験して、オールラウンドな資質を有する通訳案内士となることを奨励すること。

と。

九、PFI方式で行われる特別養護老人ホームの設置に関しては、利用者保護の観点に立ち、継続して良質な介護サービスが提供されるよう万全を期すること。

十、構造改革特別区域制度については、総合特別区域制度との連携が十分に図られるよう、必要な体制整備に努めるとともに、これまでの実績や課題について、地域からの意見を踏まえつつ必要な検証を行い、地域にとつて使い勝手のよいものとなるよう見直しを行うこと。

十一、本法に規定する課税の特例に関する租税特別措置法上の取扱いについては、与野党における税制改正に関する協議の動向を踏まえ、別途検討を行うこと。

十二、東日本大震災による被害の甚大性に鑑み、当該被災地域の復旧復興を強力かつ効果的に支援するため、総合特別区域制度とは別に、大胆な規制・制度の特例と税制・財政・金融等各種の支援措置等を総合的かつ集中的に講ずる新たな特区制度の創設について検討を行い、早急に必要な措置を講ずること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(松井孝治君) たたいま山谷君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(松井孝治君) 全会一致と認めます。

よって、山谷君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、片山国務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。片山国務大臣。

○国務大臣(片山善博君) たたいま御決議のありました事項につきましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○委員長(松井孝治君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時二分散会

六月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、てんかんのある人とその家族の生活を支えるための障害者基本法の改正に関する請願(第八五三号)

一、障害者権利条約の理念に合致した障害者基本法の改正に関する請願(第八五八号)(第八五九号)(第八六八号)(第八七〇号)(第八七一〇号)

一、てんかんのある人とその家族の生活を支えるための障害者基本法の改正に関する請願(第八七六号)

一、障害者権利条約の理念に合致した障害者基本法の改正に関する請願(第八八一号)(第八八五号)

一、てんかんのある人とその家族の生活を支えるための障害者基本法の改正に関する請願(第八八八号)

一、障害者権利条約の理念に合致した障害者基本法の改正に関する請願(第八九二号)(第八九三号)

一、子ども・子育て新システムを導入しないことに関する請願(第八九九号)

一、てんかんのある人とその家族の生活を支えるための障害者基本法の改正に関する請願(第九〇一号)

一、障害者権利条約の理念に合致した障害者基

本法の改正に関する請願(第九一〇号)(第九一一号)(第九一二号)

一、子ども・子育て新システムを導入しないことに関する請願(第九五二号)

一、障害者権利条約の理念に合致した障害者基本法の改正に関する請願(第九五四号)(第九五五号)(第九五六号)

一、てんかんのある人とその家族の生活を支えるための障害者基本法の改正に関する請願(第九六〇号)

第八五三号 平成二十三年六月三日受理

てんかんのある人とその家族の生活を支えるための障害者基本法の改正に関する請願

請願者 神戸市垂水区清水が丘一ノ七ノ一

紹介議員 〇 西村正弘 外千九百十九名
辻 泰弘君

この請願の趣旨は、第七四二号と同じである。

第八五八号 平成二十三年六月三日受理

障害者権利条約の理念に合致した障害者基本法の改正に関する請願

請願者 鳥取県東伯郡湯梨浜町田後三〇二

ノ六 増井久美 外二千九百九十九名

紹介議員 又市 征治君

この請願の趣旨は、第六一〇号と同じである。

第八五九号 平成二十三年六月三日受理

障害者権利条約の理念に合致した障害者基本法の改正に関する請願

請願者 福島県会津若松市住吉町二〇ノ二

〇 穴沢信弥 外六百七十七名
紹介議員 金子 恵美君

この請願の趣旨は、第六一〇号と同じである。

第八六八号 平成二十三年六月三日受理

障害者権利条約の理念に合致した障害者基本法の改正に関する請願

請願者 鹿児島県薩摩川内市東郷町斧淵二

七九ノ一三 新田久子 外九百九十九名

紹介議員 磯崎 陽輔君

この請願の趣旨は、第六一〇号と同じである。

第八七〇号 平成二十三年六月六日受理

障害者権利条約の理念に合致した障害者基本法の改正に関する請願

請願者 岩手県奥州市水沢区羽田町森四七

ノ二 小山貴 外三千三百三十八名

紹介議員 山崎 力君

この請願の趣旨は、第六一〇号と同じである。

第八七一号 平成二十三年六月六日受理

障害者権利条約の理念に合致した障害者基本法の改正に関する請願

請願者 鹿児島市吉野町五、三一四ノ一

浜崎倫洋 外九百九十九名
紹介議員 加治屋義人君

この請願の趣旨は、第六一〇号と同じである。

第八七六号 平成二十三年六月六日受理

てんかんのある人とその家族の生活を支えるための障害者基本法の改正に関する請願

請願者 大分県宇佐市大字森山六一三 小

野朋子 外千八百四十名
紹介議員 衛藤 晟一君

この請願の趣旨は、第七四二号と同じである。

第八八一号 平成二十三年六月六日受理

障害者権利条約の理念に合致した障害者基本法の改正に関する請願

請願者 奈良県大和郡山市九条町九六〇ノ

一〇六 田村智章 外九百九十九名

紹介議員 前田 武志君

この請願の趣旨は、第六一〇号と同じである。

第八八五号 平成二十三年六月六日受理

障害者権利条約の理念に合致した障害者基本法の改正に関する請願

請願者 長野県松本市大字寿豊丘六〇九ノ

三〇 金沢美佐恵 外三千二名
紹介議員 吉田 博美君

この請願の趣旨は、第六一〇号と同じである。

第八八八号 平成二十三年六月六日受理

てんかんのある人とその家族の生活を支えるための障害者基本法の改正に関する請願

請願者 富山市五福末広町一、一九八ノ一

ノ一〇〇 多賀英公子 外千三百十九名

紹介議員 吉田 博美君

この請願の趣旨は、第七四二号と同じである。

第八九二号 平成二十三年六月七日受理

障害者権利条約の理念に合致した障害者基本法の改正に関する請願

請願者 福岡市早良区内野七ノ一一ノ六

高橋三恵 外千九百九十九名
紹介議員 松下 新平君

この請願の趣旨は、第六一〇号と同じである。

第八九三号 平成二十三年六月七日受理

障害者権利条約の理念に合致した障害者基本法の改正に関する請願

請願者 滋賀県愛知郡愛荘町野々目八〇

門田泰範 外九百九十九名
紹介議員 伊達 忠一君

この請願の趣旨は、第六一〇号と同じである。

第八九九号 平成二十三年六月八日受理

子ども・子育て新システムを導入しないことに関する請願

請願者 鳥取市寿町九二二 山本朗 外九

百九十九名
紹介議員 浜田 和幸君

この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第九〇一号 平成二十三年六月八日受理

てんかんのある人とその家族の生活を支えるための障害者基本法の改正に関する請願

請願者 東京都大田区上池台二ノ一四ノ七

ノ五〇二 吉尾千世子 外千九百十九名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第七四二号と同じである。

第九一〇号 平成二十三年六月八日受理

障害者権利条約の理念に合致した障害者基本法の改正に関する請願

請願者 広島県福山市神辺町八尋九五ノ一

四 山上利之 外五千九百九十九名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第六一〇号と同じである。

第九一一号 平成二十三年六月八日受理

障害者権利条約の理念に合致した障害者基本法の改正に関する請願

請願者 東京都中野区中央五ノ四一ノ一八

ノ五F 坂下幸 外千二十六名
紹介議員 浜田 和幸君

この請願の趣旨は、第六一〇号と同じである。

第九一二号 平成二十三年六月八日受理

障害者権利条約の理念に合致した障害者基本法の改正に関する請願

請願者 埼玉県川越市市場五一八ノ二 堅

木沙織 外千九百九十九名
紹介議員 関口 昌一君

この請願の趣旨は、第六一〇号と同じである。

第九五二号 平成二十三年六月九日受理

子ども・子育て新システムを導入しないことに関する請願

六

しかし、政府や財界は、責任を認めて犠牲者への

今日、職場で思想差別が続いている根源となっている。こうした中で日本弁護士連合会(日弁連)が、レッド・パージは憲法やポツダム宣言などを踏みにじった人権侵害行為であると断じ、犠牲者の救済措置を求めて勧告(二〇〇八年・〇月)したことは意義を持つ。

ついで、憲法をいかに、基本的人権の侵害は許せないという立場から、次の事項について実現を図らねばならない。

一、国は、レッド・パージが憲法やポツダム宣言などを蹂躪した無法・不当な弾圧であったことを認め、犠牲者に謝罪すること。

二、国は、日弁連の勧告に従い、レッド・パージ犠牲者への名誉回復と国家賠償を速やかに行うよう特別法を制定すること。

第一〇〇二号 平成二十三年六月十日受理

基本的人権の侵害は許さずレッド・パージ犠牲者の名誉回復と国家賠償を行うことに関する請願

請願者 奈良県生駒市谷田町一、二六五ノ二五 福川千世子 外二千七百七十一名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一〇〇一号と同じである。

第一〇〇三号 平成二十三年六月十日受理

基本的人権の侵害は許さずレッド・パージ犠牲者の名誉回復と国家賠償を行うことに関する請願

請願者 札幌市北区新琴似 条四ノノ一 藤井良彦 外二千七百七十二名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一〇〇一号と同じである。

第一〇〇四号 平成二十三年六月十日受理

基本的人権の侵害は許さずレッド・パージ犠牲者の名誉回復と国家賠償を行うことに関する請願

請願者 東京都武蔵野市吉祥寺南町三ノ一 三ノ二 大久保康雄 外二千七百七十二名

この請願の趣旨は、第一〇〇一号と同じである。

第一〇〇五号 平成二十三年六月十日受理

基本的人権の侵害は許さずレッド・パージ犠牲者の名誉回復と国家賠償を行うことに関する請願

請願者 青森市富田四ノ二〇ノ一〇 赤平 辰美 外二千七百七十二名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一〇〇一号と同じである。

第一〇〇六号 平成二十三年六月十日受理

基本的人権の侵害は許さずレッド・パージ犠牲者の名誉回復と国家賠償を行うことに関する請願

請願者 大阪府八尾市南久宝寺三ノ二九ノ一ノ一、二〇四 小桜満香 外二千七百七十二名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一〇〇一号と同じである。

第一〇〇七号 平成二十三年六月十日受理

総合特別区域法(通訳案内士法の特例)に関する請願

請願者 東京都中野区中野二ノ二九ノ七ノ五F 協同組合全日本通訳案内士連盟理事長 山田澄子 外十二名

紹介議員 石川 博崇君

国際観光の振興を目的として通訳案内業務を考える場合、最も大事なのは訪日外国人の満足度の高さである。通訳案内士は国の知的財産であり、優秀な通訳案内士を持つことは、他の観光先進国同様、歴史や文化を守る国として必須である。現在我が国には、通訳ガイドサービスの品質を保証するために二つの制度がある。一つは、約六〇年にわたって実施されてきた全国を稼働範囲とする国家試験に合格した「通訳案内士」、もう一つは、平成一八年度から導入された都道府県を稼働範囲とし地方自治体首長が実施する試験に合格した「地域限定通訳案内士」である。しかし、政府は、

総合特別区域法における通訳案内士の特例をもって、新たに「総合特区通訳案内士」の導入を拙速に実現しようとしている。「総合特区通訳案内士」の資格要件は、希望者に対して、総合特区自治体が一定の研修を実施し、修了者全てに、試験を行うことなく当該区域内での通訳案内士サービスを有償で認めるものであるが、訪日外国人が安心して観光案内を受けられるよう、総合特区で必要とされる知識や語学力の水準を客観的に示し、その基準に達したか否かの認定試験を義務付けるべきであり、認定試験がないのであれば、「通訳案内士」という名称を与えるべきでない。五年前に導入された都道府県主体の「地域限定通訳案内士」はほとんど有効活用されておらず、「総合特区通訳案内士」制度も同様の課題が生じることのないよう、また、きちんと日本を紹介できる経験豊かで優秀な通訳案内士が多く育つ制度をもって、真の観光立国の実現を目指すよう求める。

一、能力認定試験なしで、「通訳案内士」の資格を与えないこと。

研修のみで認定試験を行わないことは、通訳ガイドに必須の語学力及び日本文化への理解共に、「通訳案内士」としてのレベルが保証されない。

二、仕組みやレベルの異なる制度で、同じ「通訳案内士」を名乗らせないこと。

国家試験の合格を条件として、質の保証されている「通訳案内士」と、無試験のため、レベルの保証されない「総合特区通訳案内士」に、同じ「通訳案内士」の名称を名乗らせることは混乱を招く。

三、「通訳案内士」の質を維持する方法で、真の観光立国の実現を目指すこと。

総合特別区域法が法制化された場合、通訳案内士サービスを購入した外国人は、語学力や知識のない案内士から日本の歴史、文化等を案内されることになり、外国人の期待を裏

切るおそれがあるだけでなく、結果的に、日本のイメージが損なわれる。また、日本をきちんと説明できる「通訳案内士」や「地域限定通訳案内士」が育つ土壌が失われ、中長期的に、真の観光立国の実現の障害になる。

第一〇〇六四号 平成二十三年六月十日受理

宮崎県における国の出先機関の拡充に関する請願

請願者 宮崎県日向市比良町五ノ七 村上義徳 外二十四名

紹介議員 松下 新平君

規制緩和などの構造改革によって貧困の深刻化や格差の拡大が進み、医療や年金、雇用など様々な面で社会不安が増大しており、国民の暮らしや雇用、地域の安心・安全を確保するために国が果たすべき責任と役割が大きくなっている。しかし、小さな政府に向けた公務員削減などによって、行政サービスの提供体制は縮小の一途をたどっている。さらに、義務付け・枠付けの見直しと基礎自治体への権限移譲、国庫補助負担金の廃止と一括交付金化、国の出先機関の原則廃止などを柱とした「地域主権改革」が進められている。昨年一二月には「アクション・プラン」出先機関の原則廃止に向けて「」が閣議決定され、出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲するなどされた。都道府県労働局や地方整備局、地方法務局、地方運輸局など国の出先機関は、国民の暮らしや雇用、安心や安全の確保など国民の基本的な権利を支える国の責任と役割を果たすため全国に配置されており、出先機関の原則廃止は、国民の健康で文化的な最低限度の生活の水準を保障する国の責任を放棄することにはならない。

ついで、宮崎県における国の出先機関の体制と機能を充実するよう、次の事項について実現を図らねばならない。

一、国民の暮らしや雇用、地域の安心・安全を支える国の責任を果たすこと。

二、行政サービスを維持・向上させるため、国の出先機関の体制・機能を拡充すること。

第一〇六五号 平成二十三年六月十日受理
大阪府における国の出先機関の体制・機能の充実に関する請願

請願者 大阪府吹田市春日四ノ一 峠田 基樹 外十一名

紹介議員 山下 芳生君

規制緩和や行財政改革などの構造改革によって貧困の深刻化や格差の拡大が進み、医療や年金、雇用など様々な面で社会不安が増大しており、国民の暮らしや地域の安心・安全を確保するために国が果たすべき責任と役割が大きくなっている。しかし、小さな政府に向けた公務員削減などによって行政サービスの提供体制は縮小の一途をたどっている。さらに、義務付け・枠付けの見直しと基礎自治体への権限移譲、国庫補助負担金の廃止と一括交付金化、国の出先機関の原則廃止などを柱とした「地域主権改革」が進められている。国の出先機関は、国民の暮らしや雇用、防災などを支える国の責任と役割を果たすため全国に配置されており、その移管や廃止などは国民の基本的な人権や生存権を脅かすものである。

ついては、大阪府における国の出先機関の体制と機能を充実するよう、次の事項について実現を図りたい。

一、国の出先機関が地域で果たしている役割を十分に検証し、その体制・機能を充実させること。

二、国の出先機関の地方移管や削減を安易に行わないこと。

第一〇六六号 平成二十三年六月十日受理
北海道における国の出先機関の拡充に関する請願

請願者 北海道稚内市緑五ノ五ノ三ノ二〇 二 佐藤健 外九名

紹介議員 紙 智子君

規制緩和などの構造改革によって貧困の深刻化や格差の拡大が進み、医療や年金、雇用など様々な面で社会不安が増大しており、国民の暮らしや雇用、地域の安心・安全を確保するために国が果

たすべき責任と役割が大きくなっている。しかし、小さな政府に向けた公務員削減などによって、行政サービスの提供体制は縮小の一途をたどっている。さらに、義務付け・枠付けの見直しと基礎自治体への権限移譲、国庫補助負担金の廃止と一括交付金化、国の出先機関の原則廃止などを柱とした「地域主権改革」が進められている。昨年一二月にはアクション・プラン「出先機関の原則廃止に向けて」が閣議決定され、出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲するなどされた。都道府県労働局や地方整備局、地方法務局、地方運輸局、経済産業局など国の出先機関は、国民の暮らしや雇用、安心や安全の確保など国民の基本的な人権を支える国の責任と役割を果たすため全国に配置されており、出先機関の原則廃止は、国民の健康で文化的な最低限の生活の水準を保障する国の責任を放棄することにほかならない。

ついては、北海道における国の出先機関の体制と機能を充実するよう、次の事項について実現を図りたい。

一、国民の暮らしや雇用、地域の安心・安全を支える国の責任を果たすこと。

二、行政サービスを維持・向上させるため、国の出先機関の体制・機能を拡充すること。

第一一二二号 平成二十三年六月十三日受理

国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願

請願者 福岡市博多区諸岡六ノ二五ノ三 松島義和 外五千二百八十四名

紹介議員 糸数 慶子君

日本は、災害列島と呼ばれ、六、四三四人の尊い生命を奪った阪神大震災を始め、毎年、地震や台風・大雨等により国民の命と財産が犠牲となっている。近年では、地球温暖化が要因と言われるゲリラ豪雨などの異常気象により、土石流や洪水・高潮の被害も頻発しており、大規模地震発生の切迫性とともに、国民の安全と安心にとって脅

威となっている。このため、国民の生命と財産を守り、安全で安心して暮らせる住宅などの耐震化を始めとする防災対策や、生活を重視した公共事業への転換が求められている。また、道路・港湾・下水道を始めとする社会資本のストック量は約七五〇兆円と推計され、耐用年数が経過した各施設の更新には年間約二〇兆円の費用が必要とされており、特に、下水道などの生活基盤や道路などの交通基盤の更新・補修は重要であり、安全で安心な生活を確保していくためには、計画的な維持管理を行っていく必要がある。しかし、財政難にある自治体では点検もされずに放置されており、国の支援を早急に講じる必要がある。さらに、建物等の吹付け剤に使用されたアスベスト・粉塵問題では飛散防止対策や解体・改修現場での早急な施策が求められている。こうした中、災害復旧や施設の維持管理の最前線に立つ建設関連業は、産業自体が消滅しかねない危機に陥っている。長引く不況や公共事業抑制による市場の縮小と「脱談合」を名目とした競争の激化によって、ダビング受注や下請代金・賃金の切下げ・遅延・不払などが横行し、経営や建設労働者にそのしわ寄せが強いられ、早急な対応策が求められている。

ついては、次の措置を採らねばならない。

一、公共事業を防災・生活・環境保全優先に転換すること。

二、国の責任を放棄し、国民の安全・安心を切り捨てる、十分な財源の確保を伴わない「地方分権」や「道州制」を行わないこと。

第一一二三号 平成二十三年六月十三日受理

国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願

請願者 岐阜市河渡二ノ一二〇ノ一 藤岡 久志 外千八百四十三名

紹介議員 藤井 孝男君

この請願の趣旨は、第一一二二号と同じである。

第一一二四号 平成二十三年六月十三日受理
国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願

請願者 富山市新庄町五六ノ四 中島慶一 外四千四百四名

紹介議員 森田 高君

この請願の趣旨は、第一一二二号と同じである。

第一一二五号 平成二十三年六月十三日受理
戦時性の強制被害者問題解決促進法の制定に関する請願

請願者 京都市中京区壬生朱雀町二七ノ四 田中麻友 外二百四十六名

紹介議員 井上 哲上君

政府は戦時慰安婦問題は決着済みとして法的責任を拒否してきたが、多くの被害者及び被害国政府は、そうした態度を受け入れていない。政府が道義的責任を果たすとして始めた「女性のためのアジア平和国民基金」は、韓国、フィリピン、中国、台湾、北朝鮮など多数の被害女性の尊厳を回復するものではなく、多くの関係者に拒否されたまま償い金事業は終了、基金は二〇〇六年度をもって解散した。慰安婦裁判は次々と敗訴し、被害者の救済と名誉回復のめどは立っていない。政府は、国連人権委員会・理事会、国連人権規約委員会、ILOから再三、慰安婦問題の解決を促す勧告を受け、二〇〇七年には、アメリカ、オランダ、カナダ、EU議会で同趣旨の決議が採択された。二〇〇九年には国連女性差別撤廃委員会から「被害者への補償、加害者処罰、一般の人々に対するこれらの犯罪に関する教育を含む永続的解決への緊急な努力」を再度勧告されている。政府がこれ以上こうした国際世論に応えず、責任ある対応を拒否し続け、侵略戦争によって人間の尊厳と女性の人権を極限まで踏みにじった慰安婦問題を放置したままでは、アジアや世界において諸国民との信頼を築き、名誉ある地位を占めることを目指す日本国憲法の精神を達成することはできない。慰安婦問題解決のための法律制定により公式

謝罪、補償など最終解決を行い、次世代への正しい歴史教育を行うことは、国際的責務である。

ついで、次の事項について実現を図られた

一、法律制定により「戦時慰安婦」問題の最終解決を行うこと。

第一一二六号 平成二十三年六月十三日受理

戦時性的強制被害者問題解決促進法の制定に関する請願

請願者 横浜市金沢区富岡西四ノ四ノ一
馬場義和 外二百四十六名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一一二五号と同じである。

第一一二七号 平成二十三年六月十三日受理

戦時性的強制被害者問題解決促進法の制定に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市下栗町一、九五四
ノ一六 古瀧盛雄 外二百四十六名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一一二五号と同じである。

第一一二八号 平成二十三年六月十三日受理

戦時性的強制被害者問題解決促進法の制定に関する請願

請願者 横浜市金沢区富岡西四ノ四ノ一
馬場みつ 外二百四十六名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一一二五号と同じである。

第一一二九号 平成二十三年六月十三日受理

戦時性的強制被害者問題解決促進法の制定に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市陽東四ノ七ノ一三
加藤三枝子 外二百四十六名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一一二五号と同じである。

第一一三〇号 平成二十三年六月十三日受理

戦時性的強制被害者問題解決促進法の制定に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市越戸二ノ五ノ二〇
斉藤栄子 外二百四十六名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一一二五号と同じである。

第一一三一号 平成二十三年六月十三日受理

憲法とILO基準に沿った労働基本権の回復に関する請願

請願者 島根県松江市西川津町三九八ノ三
二 川島大輝 外四百七十九名

紹介議員 井上 哲士君

憲法第二八条は全ての労働者に労働基本権を保障しているが、戦後間もなく公務員の労働基本権は一方向的に剥奪され、今日に及ぶ不当な権利制約は、国際的にも批判を浴びてきた。こうした下、政府は、交渉権（協約締結権）の保障に向けた検討を開始し、法案が二〇一一年にも提出される局面を迎えている。争議権を含む労働基本権の全面回復は、民主的公務員制度確立のための中心課題であり、公正・中立で効率的な公務・公共サービスを提供するために、憲法とILO（国際労働機関）条約や勧告に沿った権利の確立が求められている。また、連年の定員削減によって、公務職場の長時間過密労働が進行し、臨時・非常勤職員も増加する中で、正規・非正規を問わず、「全体の奉仕者」としての公務労働者の処遇改善に向けた働くルール確立が重要となっている。

ついで、次の事項について実現を図られた

一、憲法第二八条及びILO条約・勧告を遵守し、公務労働者の労働基本権を回復すること。

二、人事院（人事委員会）勧告制度を廃止し、労使対等の交渉で賃金や労働時間などを決定できるシステムを実現すること。これに伴って、必要

な諸制度を整備すること。

三、憲法に基づき、市民としての公務労働者の政治活動の自由を保障すること。政治活動に対する刑事罰規程は直ちに撤廃すること。

第一一三二号 平成二十三年六月十三日受理

憲法とILO基準に沿った労働基本権の回復に関する請願

請願者 神戸市垂水区舞子台四ノ六ノ一八
松井泰子 外四百七十九名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一一三一号と同じである。

第一一三三号 平成二十三年六月十三日受理

憲法とILO基準に沿った労働基本権の回復に関する請願

請願者 札幌市北区北二十四条西一ノ一
ノ四ノ一三 菅原謙二 外四百七十九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一一三一号と同じである。

第一一三四号 平成二十三年六月十三日受理

憲法とILO基準に沿った労働基本権の回復に関する請願

請願者 千葉市若葉区若松台三ノ二四ノ一
六 塩野眞紀夫 外四百七十六名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一一三一号と同じである。

第一一三五号 平成二十三年六月十三日受理

憲法とILO基準に沿った労働基本権の回復に関する請願

請願者 茨城県つくば市吾妻二ノ一ノ二ノ
七〇ノ一〇七 唐沢正夫 外四百七十六名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一一三一号と同じである。

第一一三六号 平成二十三年六月十三日受理

憲法とILO基準に沿った労働基本権の回復に関する請願

請願者 神戸市東灘区本山南町八ノ三ノ一
ノ八二一 佐藤伸一 外四百七十六名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一一三一号と同じである。

第一一三七号 平成二十三年六月十三日受理

子ども・子育て新システムを導入しないことに関する請願

請願者 長野県松本市開智一ノ五 竹内恵
美 外五万三千九十四名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第一一七八号 平成二十三年六月十三日受理

子ども・子育て新システムを導入しないことに関する請願

請願者 香川県高松市木太町五、〇七一ノ
四 中村政彦 外五万三千九十四名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第一一七九号 平成二十三年六月十三日受理

子ども・子育て新システムを導入しないことに関する請願

請願者 北海道江別市野幌代々木町四三ノ
一五 横山京子 外五万三千九十四名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第一一八〇号 平成二十三年六月十三日受理

子ども・子育て新システムを導入しないことに関する請願

請願者 山梨県南巨摩郡富士川町小林二、

三〇三 井上稔 外五万三千九十四名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第一一八一号 平成二十三年六月十三日受理
子ども・子育て新システムを導入しないことに
する請願

請願者 仙台市青葉区福沢町一ノ一〇

一 関貴雄 外五万三千九十四名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第一一八二号 平成二十三年六月十三日受理
子ども・子育て新システムを導入しないことに
する請願

請願者 鳥取市下味野三三〇七 西本麻衣

外五万三千九十四名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第一一八三号 平成二十三年六月十三日受理
障害者権利条約の理念に合致した障害者基本法の
改正に関する請願

請願者 広島市東区戸坂山根三ノ一八ノ一

六 齊藤美由紀 外千九百九十九名

紹介議員 宮沢 洋一君

この請願の趣旨は、第六一〇号と同じである。

第一一八四号 平成二十三年六月十三日受理
障害者権利条約の理念に合致した障害者基本法の
改正に関する請願

請願者 東京都中野区中央五ノ四一ノ一八

ノ五F 前田清 外四百九十九名

紹介議員 長沢 広明君

この請願の趣旨は、第六一〇号と同じである。

第一一八五号 平成二十三年六月十三日受理

障害者権利条約の理念に合致した障害者基本法の
改正に関する請願

請願者 福井県坂井市丸岡町舟寄一五〇ノ

八 林喜代美 外一万名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第六一〇号と同じである。

第一一八六号 平成二十三年六月十三日受理
障害者権利条約の理念に合致した障害者基本法の
改正に関する請願

請願者 福岡県太宰府市北谷九三六 臼井

義光 外一万名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第六一〇号と同じである。

第一一八七号 平成二十三年六月十三日受理
障害者権利条約の理念に合致した障害者基本法の
改正に関する請願

請願者 札幌市北区屯田三条七ノ二ノ三

宮口麻子 外一万名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第六一〇号と同じである。

第一一八八号 平成二十三年六月十三日受理
障害者権利条約の理念に合致した障害者基本法の
改正に関する請願

請願者 東京都小金井市前原町三ノ三ノ

四四ノ一〇一 今野晃 外一万千

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第六一〇号と同じである。

第一一八九号 平成二十三年六月十三日受理
障害者権利条約の理念に合致した障害者基本法の
改正に関する請願

請願者 埼玉県春日部市栄町一ノ一三八

内田久雄 外一万名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第六一〇号と同じである。

第一一九〇号 平成二十三年六月十三日受理
障害者権利条約の理念に合致した障害者基本法の
改正に関する請願

請願者 滋賀県彦根市地蔵町一二〇ノ八八

田中美代子 外一万名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第六一〇号と同じである。

第一二二二号 平成二十三年六月十三日受理
沖縄県における国の出先機関の拡充に関する請願

請願者 沖縄市安慶田一ノ九ノ一〇 普久

原均 外五百二十九名

紹介議員 糸数 慶子君

規制緩和などの構造改革によって貧困の深刻化
や格差の拡大が進み、医療や年金、雇用など様々
な面で社会不安が増大しており、国民の暮らしや
雇用、地域の安心・安全を確保するために国が果
たすべき責任と役割が大きくなっている。しか
し、小さな政府に向けた公務員削減などによっ
て、行政サービスの提供体制は縮小の一途をた
どっている。さらに、義務付け・枠付けの見直し
と基礎自治体への権限移譲、国庫補助負担金の廃
止と一括交付金化、国の出先機関の原則廃止など
を柱とした「地域主権改革」が進められている。昨
年一月には「アクション・プラン」出先機関の
原則廃止に向けて「」が閣議決定され、出先機関
の事務・権限をブロック単位で移譲するなどとな
された。沖縄県内にある内閣府沖縄総合事務局（地
方農政局、地方運輸局、地方整備局等）、沖縄総
合通信事務所、那覇地方支庁、厚生労働省（国
立病院機構沖縄病院等）、沖縄労働局労働基準監
督署、公共職業安定所など国の出先機関は、国
民の基本的な権利を支える国の責任と役割を果た
すため全国に配置されており、出先機関の原則廃
止は、国民の健康で文化的な最低限度の生活の水
準を保障する国の責任を放棄することにほかなら
ない。

ついては、沖縄県における国の出先機関の体制

と機能を充実するよう、次の事項について実現を
図りたい。

一、国民の暮らしや雇用、地域の安心・安全を支
える国の責任を果たすこと。

二、行政サービスを維持・向上させるため、国の
出先機関の体制・機能を拡充すること。

六月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、障害者権利条約の理念に合致した障害者基
本法の改正に関する請願（第一二二四号）

一、国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や
道州制を行わないことに関する請願（第一二
二五号）（第一二二六号）

一、障害者権利条約の理念に合致した障害者基
本法の改正に関する請願（第一二五二号）（第
一二五三号）

一、国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や
道州制を行わないことに関する請願（第一二
五四号）（第一二五五号）（第一二五六号）

一、憲法とILO基準に沿った労働基本権の回
復に関する請願（第一二六五号）（第一二六
六号）（第一二六七号）（第一二六八号）（第一二
六九号）（第一二七〇号）

一、障害者権利条約の理念に合致した障害者基
本法の改正に関する請願（第一二七一号）（第
一二七二号）（第一二七三号）

一、パチンコ店における出玉の換金行為を完全
に違法化すると同時に、カジノ法の創設とカ
ジノ特別区域の整備に関する請願（第一二七
八号）

一、国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や
道州制を行わないことに関する請願（第一三
〇四号）

一、北海道における国の出先機関の拡充に関す
る請願（第一三〇七号）（第一三〇八号）

一、青森県における国の出先機関の拡充に関す
る請願（第一三〇九号）

一、岩手県における国の出先機関の拡充に関す

る請願(第一二一〇号)
一、宮城県における国の出先機関の体制・機能の充実に係る請願(第一二一一号)
一、秋田県における国の出先機関の拡充に関する請願(第一二一二号)
一、茨城県における国の出先機関の拡充に関する請願(第一二一三号)
一、富山県における国の出先機関の拡充に関する請願(第一二一四号)
一、石川県における国の出先機関の拡充に関する請願(第一二一五号)
一、福井県における国の出先機関の拡充に関する請願(第一二一六号)
一、岐阜県における国の出先機関の拡充に関する請願(第一二一七号)
一、静岡県における国の出先機関の拡充に関する請願(第一二一八号)
一、愛知県における国の出先機関の拡充に関する請願(第一二一九号)
一、三重県における国の出先機関の拡充に関する請願(第一二二〇号)
一、大阪府における国の出先機関の体制・機能の充実に係る請願(第一二二一号)
一、兵庫県における国の出先機関の拡充に関する請願(第一二二二号)
一、鳥取県における国の出先機関の拡充に関する請願(第一二二三号)
一、島根県における国の出先機関の拡充に関する請願(第一二二四号)
一、岡山県における国の出先機関の拡充に関する請願(第一二二五号)
一、広島県における国の出先機関の拡充に関する請願(第一二二六号)
一、山口県における国の出先機関の拡充に関する請願(第一二二七号)
一、徳島県における国の出先機関の拡充に関する請願(第一二二八号)
一、香川県における国の出先機関の拡充に関する請願(第一二二九号)

一、愛媛県における国の出先機関の拡充に関する請願(第一二三〇号)
一、高知県における国の出先機関の拡充に関する請願(第一三三二一号)
一、福岡県における国の出先機関の拡充に関する請願(第一三三三二号)
一、佐賀県における国の出先機関の拡充に関する請願(第一三三三三号)
一、熊本県における国の出先機関の体制と機能充実に係る請願(第一三三三四号)
一、宮崎県における国の出先機関の拡充に関する請願(第一三三三五号)
一、鹿児島県における国の出先機関の拡充に関する請願(第一三三三六号)
一、沖縄県における国の出先機関の拡充に関する請願(第一三三七七号)
一、障害者権利条約の理念に合致した障害者基本法の改正に関する請願(第一三三六九号)
一、国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願(第一三七〇号)(第一三七一号)
一、山梨県における国の出先機関の拡充に関する請願(第一三七二二号)
一、子ども・子育て新システムを導入しないことに関する請願(第一三八六号)(第一三九三三号)
一、障害者権利条約の理念に合致した障害者基本法の改正に関する請願(第一三九六号)
一、子ども・子育て新システムを導入しないことに関する請願(第一四二九号)(第一四三〇号)(第一四三二二号)(第一四三三三号)(第一四三四号)
一、障害者権利条約の理念に合致した障害者基本法の改正に関する請願(第一四三五五号)
一、憲法とILO基準に沿った労働基本権の回復に関する請願(第一四三六八号)

改正に関する請願
請願者 鹿児島県薩摩川内市中郷町四、七〇八ノ一 飛松恭平 外千四百九十九名
紹介議員 吉田 忠智君
この請願の趣旨は、第六一〇号と同じである。
第一二二五号 平成二十三年六月十四日受理
国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願
請願者 東京都葛飾区堀切四ノ五三ノ一〇 笠松鉄兵 外五千一名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第一一二二号と同じである。
第一二二六号 平成二十三年六月十四日受理
国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願
請願者 新潟市中央区女池三ノ六ノ一〇 山川匠 外六千四百五十五名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一一二二号と同じである。
第一二二五二号 平成二十三年六月十四日受理
障害者権利条約の理念に合致した障害者基本法の改正に関する請願
請願者 滋賀県大津市三太寺一〇ノ五ノ一〇五 嶋田智幸 外千九百九十九名
紹介議員 徳水 エリ君
この請願の趣旨は、第六一〇号と同じである。
第一二二五三三号 平成二十三年六月十四日受理
障害者権利条約の理念に合致した障害者基本法の改正に関する請願
請願者 横浜市保土ヶ谷区西谷町一、一七〇ノ一ノ一F 渡辺淳司 外四百九十九名
紹介議員 小泉 昭男君

この請願の趣旨は、第六一〇号と同じである。
第一二二五四号 平成二十三年六月十四日受理
国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願
請願者 東京都江戸川区北小岩八ノ二七ノ一三ノ二〇一 田中一 外六千六百五十七名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第一一二二号と同じである。
第一二二五五号 平成二十三年六月十四日受理
国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願
請願者 札幌市白石区東札幌四ノ二ノ一ノ一六ノ四〇一 小宮善広 外千四百四十九名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第一一二二号と同じである。
第一二二五六号 平成二十三年六月十四日受理
国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願
請願者 香川県高松市香川町浅野七四一ノ二 毛利寿子 外四千八十七名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第一一二二号と同じである。
第一二二六五号 平成二十三年六月十四日受理
憲法とILO基準に沿った労働基本権の回復に関する請願
請願者 長野県上田市真田町本原二、三七一ノ一 高寺美恵 外二千五百一十一名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一一二二号と同じである。
第一二二六六号 平成二十三年六月十四日受理
憲法とILO基準に沿った労働基本権の回復に関する請願

請願者 愛知県新城市庭野字切場四ノ一
山本高人 外二千五百一名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一一三一号と同じである。

第二二六七号 平成二十三年六月十四日受理

憲法と一〇〇基準に沿った労働基本権の回復に関する請願

請願者 埼玉県本庄市栄二ノ五ノ一八 笹

川知信 外二千五百一名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一一三一号と同じである。

第二二六八号 平成二十三年六月十四日受理

憲法と一〇〇基準に沿った労働基本権の回復に関する請願

請願者 東京都品川区西五反田五ノ一九ノ

四 清水久男 外二千五百一名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一一三一号と同じである。

第二二六九号 平成二十三年六月十四日受理

憲法と一〇〇基準に沿った労働基本権の回復に関する請願

請願者 埼玉県本庄市緑二ノ一ノ六 伊

平直美 外二千五百一名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一一三一号と同じである。

第二二七〇号 平成二十三年六月十四日受理

憲法と一〇〇基準に沿った労働基本権の回復に関する請願

請願者 和歌山県新宮市千穂三ノ四ノ三四

南和子 外二千五百一名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一一三一号と同じである。

第二二七一号 平成二十三年六月十四日受理

障害者権利条約の理念に合致した障害者基本法の

改正に関する請願

請願者 滋賀県大津市赤尾町九ノ三三 伊

藤芳弘 外九百九十九名

紹介議員 長谷川 岳君

この請願の趣旨は、第六一〇号と同じである。

第二二七二号 平成二十三年六月十四日受理

障害者権利条約の理念に合致した障害者基本法の改正に関する請願

請願者 秋田県山内市上台一五ノ二 佐藤

俊明 外四百九十九名

紹介議員 石井 浩郎君

この請願の趣旨は、第六一〇号と同じである。

第二二七三号 平成二十三年六月十四日受理

障害者権利条約の理念に合致した障害者基本法の改正に関する請願

請願者 東京都府中市日鋼町一ノ三ノ二ノ

四〇五 江角美穂 外三千二百二十

三名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第六一〇号と同じである。

第二二七八号 平成二十三年六月十四日受理

パチンコ店における出玉の換金行為を完全に違法化する同時に、カジノ法の創設とカジノ特別区域の整備に関する請願

請願者 神奈川県伊勢原市上粕屋三八八ノ

八 小泉瞬 外七名

紹介議員 森田 高君

現在、日本中のパチンコ店において、パチンコ

遊戯による出玉を、店内において一定の景品（一

般に、特殊景品などと呼ばれる）に交換し、それ

をすぐ近所の別営業主体の景品交換所に持ち込ま

せ買い取らせる形で、客に対して実質的な出玉の

換金を行っており、これは事実上の賭博営業であ

る。パチンコ店、特殊景品の交換所、景品問屋の

三店の関係性は明白であるが、依然として賭博罪

性の高い市民生活空間にまで、巨大なパチンコ施

設が軒を連ねている。より健全な市民生活を求め

る観点から、具体的には以下の二点が実現される

よう求める。第一に、パチンコ店を中心とする三

店方式による出玉の換金行為を厳しく取り締ま

り、賭博として摘発を徹底するよう求める。また、

そのために、関係法の整備を行い出玉の換金

行為を完全に違法化するよう求める。第二に、賭

博を業とする店舗の営業に関しては、新たにカジ

ノ法を設けることで、より現実的に民間の賭博営

業をめぐる事態の收拾を図るよう求める。米国ラ

スベガス地域など海外におけるカジノの先進地域

をモデルにして、日本にもカジノ特別区域を整備

し、一般の住宅地や商店街から離れた地域に設け

られた特別区域での賭博営業を許可することで、

民間の賭博業をより健全で行政監視の行き届いた

民間レジャー・娯楽産業としてのカジノ産業に再

編成するよう求める。

ついては、次の事項について実現を図られた

い。

一、パチンコ店で行われている三店方式による実

質の出玉換金行為を、違法賭博行為として厳し

く取り締まること。

二、前項の徹底のために必要であるなら、関係法

の整備を進め、完全に違法化すること。

三、カジノ法を新たに設け、国内にカジノ特別区

域の整備を行うこと。

第一三〇四号 平成二十三年六月十四日受理

国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制

を行わないことに関する請願

請願者 栃木県矢板市片岡二、三〇八ノ九

荒牧丈夫 外三千八百九名

紹介議員 谷 博之君

この請願の趣旨は、第一一二二号と同じである。

第一三〇七号 平成二十三年六月十四日受理

北海道における国の出先機関の拡充に関する請願

請願者 札幌市東区北五十条東一五ノ四ノ

一一 坂本論 外八百九十九名

紹介議員 徳永 エリ君

この請願の趣旨は、第一〇六六号と同じである。

第一三〇八号 平成二十三年六月十四日受理

北海道における国の出先機関の拡充に関する請願

請願者 札幌市北区屯田六条九ノ四ノ一八

榊田一幸 外八百九十九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一〇六六号と同じである。

第一三〇九号 平成二十三年六月十四日受理

青森県における国の出先機関の拡充に関する請願

請願者 青森県弘前市大字富士見町二六ノ

三ノ二〇二 田中望 外二百九十

九名

紹介議員 紙 智子君

規制緩和などの構造改革によって貧困の深刻化

や格差の拡大が進み、医療や年金、雇用など様々

な面で社会不安が増大しており、国民の暮らしや

雇用、地域の安心・安全を確保するために国が果

たすべき責任と役割が大きくなっている。しか

し、小さな政府に向けた公務員削減などによっ

て、行政サービスの提供体制は縮小の一途をた

どっている。さらに、義務付け・枠付けの見直し

と基礎自治体への権限移譲、国庫補助負担金の廃

止と一括交付金化、国の出先機関の原則廃止など

を柱とした「地域主権改革」が進められている。二

〇一〇年一二月には「アクション・プラン」出先

機関の原則廃止に向けて「閣議決定」され、出

先機関の事務・権限をブロック単位で移譲するな

どとされた。労働局や地方整備局、地方事務局、

地方運輸局、経済産業局など国の出先機関は、国

民の暮らしや雇用、安心や安全の確保など国民の

基本的な人権を支える国の責任と役割を果たすた

め、全国に配置されており、道路や国土を支える

基幹分野における出先機関の原則廃止は、国民に

健康で文化的な最低限度の生活の水準を保障すべ

き国の責任を放棄することを意味する。取り分

け、積雪寒冷地で、かつ極めて厳しい雇用失業情勢下にある本県の現状に鑑みるならば、青森県民にとつて死活問題と言っても過言ではない。

ついで、青森県における国の出先機関の体制と機能を充実するよう、次の事項について実現を図らねばならぬ。

一、国民の暮らしや雇用、地域の安心・安全を支える国の責任を果たすこと。

二、行政サービスを維持・向上させるため、国の出先機関の体制・機能を拡充すること。

第一三二〇号 平成二十三年六月十四日受理

岩手県における国の出先機関の拡充に関する請願者 岩手県盛岡市下厨川字赤平四ノ四

請願者 ノ三〇九 内村優介 外九十九名

紹介議員 紙 智子君

規制緩和などの構造改革によって貧困の深刻化や格差の拡大が進み、医療や年金、雇用など様々な面で社会不安が増大しており、国民の暮らしや雇用、地域の安心・安全を確保するために国が果たすべき責任と役割が大きくなっている。しかし、小さな政府に向けた公務員削減などによって、行政サービスの提供体制は縮小の一途をたどっている。さらに、義務付け・枠付けの見直しと基礎自治体への権限移譲、国庫補助負担金の廃止と一括交付金化、国の出先機関の原則廃止などを柱とした「地域主権改革」が進められている。昨年一月には「アクション・プラン」出先機関の原則廃止に向けて「」が閣議決定され、出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲するなどされた。都道府県労働局や地方整備局、地方方法務局、地方運輸局、経済産業局など国の出先機関は、国民の暮らしや雇用、安心や安全の確保など国民の基本的な人権を支える国の責任と役割を果たすため全国に配置されており、出先機関の原則廃止は、国民が健康で文化的な最低限度の生活の水

準を保障する国の責任を放棄することにほかならない。

ついで、岩手県における国の出先機関の体制

と機能を充実するよう、次の事項について実現を図らねばならぬ。

一、国民の暮らしや雇用、地域の安心・安全を支える国の責任を果たすこと。

二、行政サービスを維持・向上させるため、国の出先機関の体制・機能を拡充すること。

第一三一〇号 平成二十三年六月十四日受理

岩手県における国の出先機関の拡充に関する請願者 岩手県盛岡市下厨川字赤平四ノ四

請願者 ノ三〇九 内村優介 外九十九名

紹介議員 紙 智子君

規制緩和などの構造改革によって貧困の深刻化や格差の拡大が進み、医療や年金、雇用など様々な面で社会不安が増大しており、国民の暮らしや雇用、地域の安心・安全を確保するために国が果たすべき責任と役割が大きくなっている。しかし、小さな政府に向けた公務員削減などによって、行政サービスの提供体制は縮小の一途をたどっている。さらに、義務付け・枠付けの見直しと基礎自治体への権限移譲、国庫補助負担金の廃止と一括交付金化、国の出先機関の原則廃止などを柱とした「地域主権改革」が進められている。昨年一月には「アクション・プラン」出先機関の原則廃止に向けて「」が閣議決定され、出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲するなどされた。都道府県労働局や地方整備局、地方方法務局、地方運輸局、経済産業局など国の出先機関は、国民の暮らしや雇用、安心や安全の確保など国民の基本的な人権を支える国の責任と役割を果たすため全国に配置されており、出先機関の原則廃止は、国民が健康で文化的な最低限度の生活の水

準を保障する国の責任を放棄することにほかならない。

と機能を充実するよう、次の事項について実現を図らねばならぬ。

一、国民の暮らしや雇用、地域の安心・安全を支える国の責任を果たすこと。

二、行政サービスを維持・向上させるため、国の出先機関の体制・機能を拡充すること。

第一三一〇号 平成二十三年六月十四日受理

宮城県における国の出先機関の拡充に関する請願者 仙台市宮城野区東仙台四ノ七

請願者 四ノ一〇三 佐々木紀子 外四百七名

紹介議員 紙 智子君

規制緩和などの構造改革によって貧困の深刻化や格差の拡大が進み、医療や年金、雇用など様々な面で社会不安が増大しており、国民の暮らしや雇用、地域の安心・安全を確保するために国が果たすべき責任と役割が大きくなっている。しかし、小さな政府に向けた公務員削減などによって、行政サービスの提供体制は縮小の一途をたどっている。さらに、義務付け・枠付けの見直しと基礎自治体への権限移譲、国庫補助負担金の廃止と一括交付金化、国の出先機関の原則廃止などを柱とした「地域主権改革」が進められている。昨年一月には「アクション・プラン」出先機関の原則廃止に向けて「」が閣議決定され、出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲するなどされた。都道府県労働局や地方整備局、地方方法務局、地方運輸局、経済産業局など国の出先機関は、国民の暮らしや雇用、安心や安全の確保など国民の基本的な人権を支える国の責任と役割を果たすため全国に配置されており、出先機関の原則廃止は、国民が健康で文化的な最低限度の生活の水

準を保障する国の責任を放棄することにほかならない。

ついで、宮城県における国の出先機関の体制

と機能を充実するよう、次の事項について実現を図らねばならぬ。

一、国民の暮らしや雇用、地域の安心・安全を支える国の責任を果たすこと。

二、行政サービスを維持・向上させるため、国の出先機関の体制・機能を拡充すること。

第一三二二号 平成二十三年六月十四日受理

秋田県における国の出先機関の拡充に関する請願者 秋田市御野場新町二ノ一四ノ一二

請願者 松森健一 外三百九十九名

紹介議員 紙 智子君

規制緩和などの構造改革によって貧困の深刻化や格差の拡大が進み、医療や年金、雇用など様々な面で社会不安が増大しており、国民の暮らしや雇用、地域の安心・安全を確保するために国が果たすべき責任と役割が大きくなっている。しかし、小さな政府に向けた公務員削減などによって、行政サービスの提供体制は縮小の一途をたどっている。さらに、義務付け・枠付けの見直しと基礎自治体への権限移譲、国庫補助負担金の廃止と一括交付金化、国の出先機関の原則廃止などを柱とした「地域主権改革」が進められている。昨年一月には「アクション・プラン」出先機関の原則廃止に向けて「」が閣議決定され、出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲するなどされた。都道府県労働局や地方整備局、地方方法務局、地方運輸局、経済産業局など国の出先機関は、国民の暮らしや雇用、安心や安全の確保など国民の基本的な人権を支える国の責任と役割を果たすため全国に配置されており、出先機関の原則廃止は、国民が健康で文化的な最低限度の生活の水

準を保障する国の責任を放棄することにほかならない。

ついで、秋田県における国の出先機関の体制

と機能を充実するよう、次の事項について実現を図らねばならぬ。

一、国民の暮らしや雇用、地域の安心・安全を支える国の責任を果たすこと。

二、行政サービスを維持・向上させるため、国の出先機関の体制・機能を拡充すること。

第一三二三号 平成二十三年六月十四日受理

茨城県における国の出先機関の拡充に関する請願者 茨城県つくば市吾妻二ノ一ノ一

請願者 六〇三ノ七二〇 山中高史 外七百九十九名

紹介議員 大門実紀史君

規制緩和などの構造改革によって貧困の深刻化や格差の拡大が進み、医療や年金、雇用など様々な面で社会不安が増大しており、国民の暮らしや雇用、地域の安心・安全を確保するために国が果たすべき責任と役割が大きくなっている。しかし、小さな政府に向けた公務員削減などによって、行政サービスの提供体制は縮小の一途をたどっている。さらに、義務付け・枠付けの見直しと基礎自治体への権限移譲、国庫補助負担金の廃止と一括交付金化、国の出先機関の原則廃止などを柱とした「地域主権改革」が進められている。昨年一月には「アクション・プラン」出先機関の原則廃止に向けて「」が閣議決定され、出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲するなどされた。都道府県労働局や地方整備局、地方方法務局、地方運輸局、経済産業局など国の出先機関は、国民の暮らしや雇用、安心や安全の確保など国民の基本的な人権を支える国の責任と役割を果たすため全国に配置されており、出先機関の原則廃止は、国民が健康で文化的な最低限度の生活の水

準を保障する国の責任を放棄することにほかならない。

ついで、茨城県における国の出先機関の体制

と機能を充実するよう、次の事項について実現を図らねばならぬ。

一、国民の暮らしや雇用、地域の安心・安全を支える国の責任を果たすこと。

二、行政サービスを維持・向上させるため、国の出先機関の体制・機能を拡充すること。

第一三三十四号 平成二十三年六月十四日受理

富山県における国の出先機関の拡充に関する請願者 富山県滑川市下島一三ノ二二

請願者

紹介議員

規制緩和などの構造改革によって貧困の深刻化や格差の拡大が進み、医療や年金、雇用など様々な面で社会不安が増大しており、国民の暮らしや雇用、地域の安心・安全を確保するために国が果たすべき責任と役割が大きくなっている。しかし、小さな政府に向けた公務員削減などによって、行政サービスの提供体制は縮小の一途をたどっている。さらに、義務付け・枠付けの見直しと基礎自治体への権限移譲、国庫補助負担金の廃止と一括交付金化、国の出先機関の原則廃止などを柱とした「地域主権改革」が進められている。昨年一月には「アクション・プラン」出先機関の原則廃止に向けて「」が閣議決定され、出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲するなどされた。都道府県労働局や地方整備局、地方方法務局、地方運輸局、経済産業局など国の出先機関は、国民の暮らしや雇用、安心や安全の確保など国民の基本的な人権を支える国の責任と役割を果たすため全国に配置されており、出先機関の原則廃止は、国民が健康で文化的な最低限度の生活の水

準を保障する国の責任を放棄することにほかならない。

ついで、富山県における国の出先機関の体制

折戸小百合 外七百三十九名
紹介議員 山下 芳生君

規制緩和などの構造改革によって貧困の深刻化や格差の拡大が進み、医療や年金、雇用など様々な面で社会不安が増大しており、国民の暮らしや雇用、地域の安心・安全を確保するために国が果たすべき責任と役割が大きくなっている。しかし、小さな政府に向けた公務員削減などによって、行政サービスの提供体制は縮小の一途をたどっている。さらに、義務付け・枠付けの見直しと基礎自治体への権限移譲、国庫補助負担金の廃止と一括交付金化、国の出先機関の原則廃止などを柱とした「地域主権改革」が進められている。昨年一月には「アクション・プラン」出先機関の原則廃止に向けて「」が閣議決定され、出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲するなどされた。都道府県労働局や地方整備局、地方方法務局、地方運輸局、経済産業局など国の出先機関は、国民の暮らしや雇用、安心や安全の確保など国民の基本的な人権を支える国の責任と役割を果たすため全国に配置されており、出先機関の原則廃止は、国民の健康で文化的な最低限度の生活を保障する国の責任を放棄することにほかならない。

については、富山県における国の出先機関の体制と機能を充実するよう、次の事項について実現を図りたい。

- 一、国民の暮らしや雇用、地域の安心・安全を支える国の責任を果たすこと。
- 二、行政サービスを維持・向上させるため、国の出先機関の体制・機能を拡充すること。

第一三一五号 平成二十三年六月十四日受理
石川県における国の出先機関の拡充に関する請願
請願者 石川県羽咋郡志賀町百浦ホノ一四
南達雄 外五百四十六名
紹介議員 山下 芳生君

規制緩和などの構造改革によって貧困の深刻化や格差の拡大が進み、医療や年金、雇用など様々な面で社会不安が増大しており、国民の暮らしや雇用、地域の安心・安全を確保するために国が果たすべき責任と役割が大きくなっている。しかし、小さな政府に向けた公務員削減などによって、行政サービスの提供体制は縮小の一途をたどっている。さらに、義務付け・枠付けの見直しと基礎自治体への権限移譲、国庫補助負担金の廃止と一括交付金化、国の出先機関の原則廃止などを柱とした「地域主権改革」が進められている。昨年一月には「アクション・プラン」出先機関の原則廃止に向けて「」が閣議決定され、出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲するなどされた。都道府県労働局や地方整備局、地方方法務局、地方運輸局、経済産業局など国の出先機関は、国民の暮らしや雇用、安心や安全の確保など国民の基本的な人権を支える国の責任と役割を果たすため全国に配置されており、出先機関の原則廃止は、国民の健康で文化的な最低限度の生活を保障する国の責任を放棄することにほかならない。

な面で社会不安が増大しており、国民の暮らしや雇用、地域の安心・安全を確保するために国が果たすべき責任と役割が大きくなっている。しかし、小さな政府に向けた公務員削減などによって、行政サービスの提供体制は縮小の一途をたどっている。さらに、義務付け・枠付けの見直しと基礎自治体への権限移譲、国庫補助負担金の廃止と一括交付金化、国の出先機関の原則廃止などを柱とした「地域主権改革」が進められている。昨年一月には「アクション・プラン」出先機関の原則廃止に向けて「」が閣議決定され、出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲するなどされた。都道府県労働局や地方方法務局、総合通信局、地方整備局、運輸支局、地方気象台など国の出先機関は、国民の暮らしや雇用、安心や安全の確保など国民の基本的な人権を支える国の責任と役割を果たすため全国に配置されており、出先機関の原則廃止は、国民の健康で文化的な最低限度の生活を保障する国の責任を放棄することにほかならない。

については、石川県における国の出先機関の体制と機能を充実するよう、次の事項について実現を図りたい。

- 一、国民の暮らしや雇用、地域の安心・安全を支える国の責任を果たすこと。
- 二、行政サービスを維持・向上させるため、国の出先機関の体制・機能を拡充すること。

第一三一六号 平成二十三年六月十四日受理
福井県における国の出先機関の拡充に関する請願
請願者 福井県鯖江市幸町一ノ六ノ一
五 小林由美子 外七十名
紹介議員 山下 芳生君

規制緩和などの構造改革によって貧困の深刻化や格差の拡大が進み、医療や年金、雇用など様々な面で社会不安が増大しており、国民の暮らしや雇用、地域の安心・安全を確保するために国が果たすべき責任と役割が大きくなっている。しかし、小さな政府に向けた公務員削減などによって、行政サービスの提供体制は縮小の一途をたどっている。さらに、義務付け・枠付けの見直しと基礎自治体への権限移譲、国庫補助負担金の廃止と一括交付金化、国の出先機関の原則廃止などを柱とした「地域主権改革」が進められている。昨年一月には「アクション・プラン」出先機関の原則廃止に向けて「」が閣議決定され、出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲するなどされた。都道府県労働局や地方整備局、地方方法務局、地方運輸局、経済産業局など国の出先機関は、国民の暮らしや雇用、安心や安全の確保など国民の基本的な人権を支える国の責任と役割を果たすため全国に配置されており、出先機関の原則廃止は、国民の健康で文化的な最低限度の生活を保障する国の責任を放棄することにほかならない。

て、行政サービスの提供体制は縮小の一途をたどっている。さらに、義務付け・枠付けの見直しと基礎自治体への権限移譲、国庫補助負担金の廃止と一括交付金化、国の出先機関の原則廃止などを柱とした「地域主権改革」が進められている。昨年一月には「アクション・プラン」出先機関の原則廃止に向けて「」が閣議決定され、出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲するなどされた。都道府県労働局や地方整備局、地方方法務局、地方運輸局、経済産業局など国の出先機関は、国民の暮らしや雇用、安心や安全の確保など国民の基本的な人権を支える国の責任と役割を果たすため全国に配置されており、出先機関の原則廃止は、国民の健康で文化的な最低限度の生活を保障する国の責任を放棄することにほかならない。

については、福井県における国の出先機関の体制と機能を充実するよう、次の事項について実現を図りたい。

- 一、国民の暮らしや雇用、地域の安心・安全を支える国の責任を果たすこと。
- 二、行政サービスを維持・向上させるため、国の出先機関の体制・機能を拡充すること。

第一三一七号 平成二十三年六月十四日受理
岐阜県における国の出先機関の拡充に関する請願
請願者 岐阜県関市山田二一五ノ一 重山
肇 外二百九十九名
紹介議員 山下 芳生君

規制緩和などの構造改革によって貧困の深刻化や格差の拡大が進み、医療や年金、雇用など様々な面で社会不安が増大しており、国民の暮らしや雇用、地域の安心・安全を確保するために国が果たすべき責任と役割が大きくなっている。しかし、小さな政府に向けた公務員削減などによって、行政サービスの提供体制は縮小の一途をたどっている。さらに、義務付け・枠付けの見直しと基礎自治体への権限移譲、国庫補助負担金の廃止と一括交付金化、国の出先機関の原則廃止などを柱とした「地域主権改革」が進められている。昨年一月には「アクション・プラン」出先機関の原則廃止に向けて「」が閣議決定され、出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲するなどされた。都道府県労働局や地方整備局、地方方法務局、地方運輸局、経済産業局など国の出先機関は、国民の暮らしや雇用、安心や安全の確保など国民の基本的な人権を支える国の責任と役割を果たすため全国に配置されており、出先機関の原則廃止は、国民の健康で文化的な最低限度の生活を保障する国の責任を放棄することにほかならない。

を柱とした「地域主権改革」が進められている。昨年一月には「アクション・プラン」出先機関の原則廃止に向けて「」が閣議決定され、出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲するなどされた。都道府県労働局や地方整備局、地方方法務局、地方運輸局、経済産業局など国の出先機関は、国民の暮らしや雇用、安心や安全の確保など国民の基本的な人権を支える国の責任と役割を果たすため全国に配置されており、出先機関の原則廃止は、国民の健康で文化的な最低限度の生活を保障する国の責任を放棄することにほかならない。

については、岐阜県における国の出先機関の体制と機能を充実するよう、次の事項について実現を図りたい。

- 一、国民の暮らしや雇用、地域の安心・安全を支える国の責任を果たすこと。
- 二、行政サービスを維持・向上させるため、国の出先機関の体制・機能を拡充すること。

第一三一八号 平成二十三年六月十四日受理
静岡県における国の出先機関の拡充に関する請願
請願者 浜松市中区広沢二ノ四七ノ三一
米澤尋 外二百五十五名
紹介議員 山下 芳生君

規制緩和などの構造改革によって貧困の深刻化や格差の拡大が進み、医療や年金、雇用など様々な面で社会不安が増大しており、国民の暮らしや雇用、地域の安心・安全を確保するために国が果たすべき責任と役割が大きくなっている。しかし、小さな政府に向けた公務員削減などによって、行政サービスの提供体制は縮小の一途をたどっている。さらに、義務付け・枠付けの見直しと基礎自治体への権限移譲、国庫補助負担金の廃止と一括交付金化、国の出先機関の原則廃止などを柱とした「地域主権改革」が進められている。昨年一月には「アクション・プラン」出先機関の原則廃止に向けて「」が閣議決定され、出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲するなどされた。都道府県労働局や地方整備局、地方方法務局、地方運輸局、経済産業局など国の出先機関は、国民の暮らしや雇用、安心や安全の確保など国民の基本的な人権を支える国の責任と役割を果たすため全国に配置されており、出先機関の原則廃止は、国民の健康で文化的な最低限度の生活を保障する国の責任を放棄することにほかならない。

れた。都道府県労働局や地方整備局、地方法務局、地方運輸局、経済産業局など国の出先機関は、国民の暮らしや雇用、安心や安全の確保など国民の基本的な人権を支える国の責任と役割を果たすため全国に配置されており、出先機関の原則廃止は、国民の健康で文化的な最低限度の生活の水

準を保障する国の責任を放棄することにほかならない。

一、国民の暮らしや雇用、地域の安心・安全を支える国の責任を果たすこと。

二、行政サービスを維持・向上させるため、国の出先機関の体制・機能を拡充すること。

第一三一九号 平成二十三年六月十四日受理

愛知県における国の出先機関の拡充に関する請願
請願者 名古屋市中村区若宮町三ノ八 吉田眺美 外千九十九名

紹介議員 山下 芳生君

規制緩和などの構造改革によって貧困の深刻化や格差の拡大が進み、医療や年金、雇用など様々な面で社会不安が増大しており、国民の暮らしや雇用、地域の安心・安全を確保するために国が果たすべき責任と役割が大きくなっている。しかし、小さな政府に向けた公務員削減などによって、行政サービスの提供体制は縮小の一途をたどっている。さらに、義務付け・枠付けの見直しと基礎自治体への権限移譲、国庫補助負担金の廃止と一括交付金化、国の出先機関の原則廃止などを柱とした「地域主権改革」が進められている。昨年一月には「アクション・プラン」出先機関の原則廃止に向けて「」が閣議決定され、出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲するなどとした。都道府県労働局や地方整備局、地方法務局、地方運輸局、経済産業局など国の出先機関は、国民の暮らしや雇用、安心や安全の確保など国民の基本的な人権を支える国の責任と役割を果たすため全国に配置されており、出先機関の原則廃止は、国民の健康で文化的な最低限度の生活の水

準を保障する国の責任を放棄することにほかならない。

一、国民の暮らしや雇用、地域の安心・安全を支える国の責任を果たすこと。

二、行政サービスを維持・向上させるため、国の出先機関の体制・機能を拡充すること。

第一三二〇号 平成二十三年六月十四日受理

三重県における国の出先機関の拡充に関する請願
請願者 三重県津市一身田平野六二ノ七 柘植操 外百九十九名

紹介議員 山下 芳生君

規制緩和などの構造改革によって貧困の深刻化や格差の拡大が進み、医療や年金、雇用など様々な面で社会不安が増大しており、国民の暮らしや雇用、地域の安心・安全を確保するために国が果たすべき責任と役割が大きくなっている。しかし、小さな政府に向けた公務員削減などによって、行政サービスの提供体制は縮小の一途をたどっている。さらに、義務付け・枠付けの見直しと基礎自治体への権限移譲、国庫補助負担金の廃止と一括交付金化、国の出先機関の原則廃止などを柱とした「地域主権改革」が進められている。昨年一月には「アクション・プラン」出先機関の原則廃止に向けて「」が閣議決定され、出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲するなどとした。都道府県労働局や地方整備局、地方法務局、地方運輸局、経済産業局など国の出先機関は、国民の暮らしや雇用、安心や安全の確保など国民の基本的な人権を支える国の責任と役割を果たすため全国に配置されており、出先機関の原則廃止は、国民が健康で文化的な最低限度の生活の水

準を保障する国の責任を放棄することにほかならない。

一、国民の暮らしや雇用、地域の安心・安全を支える国の責任を果たすこと。

二、行政サービスを維持・向上させるため、国の出先機関の体制・機能を拡充すること。

第一三二二号 平成二十三年六月十四日受理

大阪府における国の出先機関の体制・機能の充実に関する請願
請願者 大阪府阪南市桃の木台四ノ八ノ一 八益田圭三 外九百四十九名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一〇六五号と同じである。

兵庫県における国の出先機関の拡充に関する請願
請願者 兵庫県明石市大久保町西島一四ノ一〇五 村上秀明 外二百六十名

紹介議員 山下 芳生君

規制緩和などの構造改革によって貧困の深刻化や格差の拡大が進み、医療や年金、雇用など様々な面で社会不安が増大しており、国民の暮らしや雇用、地域の安心・安全を確保するために国が果たすべき責任と役割が大きくなっている。しかし、小さな政府に向けた公務員削減などによって、行政サービスの提供体制は縮小の一途をたどっている。さらに、義務付け・枠付けの見直しと基礎自治体への権限移譲、国庫補助負担金の廃止と一括交付金化、国の出先機関の原則廃止などを柱とした「地域主権改革」が進められている。昨年一月には「アクション・プラン」出先機関の原則廃止に向けて「」が閣議決定され、出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲するなどとした。都道府県労働局や地方整備局、地方法務局、地方運輸局、経済産業局など国の出先機関は、国民の暮らしや雇用、安心や安全の確保など国民の基本的な人権を支える国の責任と役割を果たすため全国に配置されており、出先機関の原則廃止は、国民が健康で文化的な最低限度の生活の水

準を保障する国の責任を放棄することにほかならない。

一、国民の暮らしや雇用、地域の安心・安全を支える国の責任を果たすこと。

二、行政サービスを維持・向上させるため、国の出先機関の体制・機能を拡充すること。

第一三二三号 平成二十三年六月十四日受理

鳥取県における国の出先機関の拡充に関する請願
請願者 鳥取市吉成三ノ七ノ二五 杉谷幸子 外三百七十名

紹介議員 山下 芳生君

規制緩和などの構造改革によって貧困の深刻化や格差の拡大が進み、医療や年金、雇用など様々な面で社会不安が増大しており、国民の暮らしや雇用、地域の安心・安全を確保するために国が果たすべき責任と役割が大きくなっている。しかし、小さな政府に向けた公務員削減などによって、行政サービスの提供体制は縮小の一途をたどっている。さらに、義務付け・枠付けの見直しと基礎自治体への権限移譲、国庫補助負担金の廃止と一括交付金化、国の出先機関の原則廃止などを柱とした「地域主権改革」が進められている。昨年一月には「アクション・プラン」出先機関の原則廃止に向けて「」が閣議決定され、出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲するなどとした。都道府県労働局や地方整備局、地方法務局、地方運輸局、経済産業局など国の出先機関は、国民の暮らしや雇用、安心や安全の確保など国民の基本的な人権を支える国の責任と役割を果たすため全国に配置されており、出先機関の原則廃止は、国民が健康で文化的な最低限度の生活の水

ミニマムを保障する国の責任を放棄することにほかならない。

ついては、鳥取県における国の出先機関の体制と機能を充実するよう、次の事項について実現を図りたい。

- 一、都道府県労働局や地方整備局、地方法務局、地方運輸局、経済産業局、気象台など、国の出先機関の廃止等は行わず、これまでどおり国の責任で運営すること。
- 二、行政サービスを維持・向上させるため、国の出先機関の人員体制・機能を拡充すること。

第一三二四号 平成二十三年六月十四日受理

鳥根県における国の出先機関の拡充に関する請願
請願者 鳥根県鹿足郡津和野町河村一、〇
三九ノ一 沖田守 外七百四十八名

紹介議員 山下 芳生君

規制緩和などの構造改革によって貧困の深刻化や格差の拡大が進み、医療や年金、雇用など様々な面で社会不安が増大しており、国民の暮らしや雇用、地域の安心・安全を確保するために国が果たすべき責任と役割が大きくなっている。しかし、小さな政府に向けた公務員削減などによって、行政サービスの提供体制は縮小の一途をたどっている。さらに、義務付け・枠付けの見直しと基礎自治体への権限移譲、国庫補助負担金の廃止と一括交付金化、国の出先機関の原則廃止などを柱とした「地域主権改革」が進められている。昨年十二月には「アクション・プラン」出先機関の原則廃止に向けて「」が閣議決定され、出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲するなどされた。都道府県労働局や地方整備局、地方法務局、地方運輸局、経済産業局など国の出先機関は、国民の暮らしや雇用、安心や安全の確保など、国民の基本的な人権を支える国の責任と役割を果たすため全国に配置されており、出先機関を廃止することは、国民が安心して暮らせる権利や健康で文化的な最低限度の生活の水準（ナショナル

ミニマムを保障する国の責任を放棄することにほかならない。

ついては、鳥根県における国の出先機関の体制と機能を充実するよう、次の事項について実現を図りたい。

- 一、都道府県労働局や地方整備局、地方法務局、地方運輸局、経済産業局、気象台など、国の出先機関の廃止等は行わず、これまでどおり国の責任で運営すること。
- 二、行政サービスを維持・向上させるため、国の出先機関の人員体制・機能を拡充すること。

第一三二五号 平成二十三年六月十四日受理

岡山県における国の出先機関の拡充に関する請願
請願者 岡山県津山市野村八九ノ一 神田
雅之 外八百三十八名

紹介議員 山下 芳生君

規制緩和などの構造改革によって貧困の深刻化や格差の拡大が進み、医療や年金、雇用など様々な面で社会不安が増大しており、国民の暮らしや雇用、地域の安心・安全を確保するために国が果たすべき責任と役割が大きくなっている。しかし、小さな政府に向けた公務員削減などによって、行政サービスの提供体制は縮小の一途をたどっている。さらに、義務付け・枠付けの見直しと基礎自治体への権限移譲、国庫補助負担金の廃止と一括交付金化、国の出先機関の原則廃止などを柱とした「地域主権改革」が進められている。昨年十二月には「アクション・プラン」出先機関の原則廃止に向けて「」が閣議決定され、出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲するなどされた。都道府県労働局や地方整備局、地方法務局、地方運輸局、経済産業局など国の出先機関は、国民の暮らしや雇用、安心や安全の確保など、国民の基本的な人権を支える国の責任と役割を果たすため全国に配置されており、出先機関を廃止することは、国民が安心して暮らせる権利や健康で文化的な最低限度の生活の水準（ナショナル

ほかならない。

ついては、岡山県における国の出先機関の体制と機能を充実するよう、次の事項について実現を図りたい。

- 一、都道府県労働局や地方整備局、地方法務局、地方運輸局、経済産業局、気象台など、国の出先機関の廃止等は行わず、これまでどおり国の責任で運営すること。
- 二、行政サービスを維持・向上させるため、国の出先機関の人員体制・機能を拡充すること。

第一三二六号 平成二十三年六月十四日受理

広島県における国の出先機関の拡充に関する請願
請願者 広島市中区吉島東三ノ三ノ七ノ一
〇四 前田健一 外四百八十六名

紹介議員 山下 芳生君

規制緩和などの構造改革によって貧困の深刻化や格差の拡大が進み、医療や年金、雇用など様々な面で社会不安が増大しており、国民の暮らしや雇用、地域の安心・安全を確保するために国が果たすべき責任と役割が大きくなっている。しかし、小さな政府に向けた公務員削減などによって、行政サービスの提供体制は縮小の一途をたどっている。さらに、義務付け・枠付けの見直しと基礎自治体への権限移譲、国庫補助負担金の廃止と一括交付金化、国の出先機関の原則廃止などを柱とした「地域主権改革」が進められている。昨年十二月には「アクション・プラン」出先機関の原則廃止に向けて「」が閣議決定され、出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲するなどされた。都道府県労働局や地方整備局、法務局、地方運輸局、経済産業局など国の出先機関は、国民の暮らしや雇用、安心や安全の確保など、国民の基本的な人権を支える国の責任と役割を果たすため全国に配置されており、出先機関を廃止することは、国民が安心して暮らせる権利や健康で文化的な最低限度の生活の水準（ナショナルミニマム）を保障する国の責任を放棄することにほかならない。

ついては、広島県における国の出先機関の体制と機能を充実するよう、次の事項について実現を図りたい。

- 一、都道府県労働局や地方整備局、法務局、地方運輸局、経済産業局、気象台など、国の出先機関の廃止等は行わず、これまでどおり国の責任で運営すること。
- 二、行政サービスを維持・向上させるため、国の出先機関の人員体制・機能を拡充すること。

第一三二七号 平成二十三年六月十四日受理

山口県における国の出先機関の拡充に関する請願
請願者 山口県防府市大字高井九〇三ノ六
小柳和人 外四百四十四名

紹介議員 山下 芳生君

規制緩和などの構造改革によって貧困の深刻化や格差の拡大が進み、医療や年金、雇用など様々な面で社会不安が増大しており、国民の暮らしや雇用、地域の安心・安全を確保するために国が果たすべき責任と役割が大きくなっている。しかし、小さな政府に向けた公務員削減などによって、行政サービスの提供体制は縮小の一途をたどっている。さらに、義務付け・枠付けの見直しと基礎自治体への権限移譲、国庫補助負担金の廃止と一括交付金化、国の出先機関の原則廃止などを柱とした「地域主権改革」が進められている。昨年十二月には「アクション・プラン」出先機関の原則廃止に向けて「」が閣議決定され、出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲するなどされた。都道府県労働局や地方整備局、地方法務局、地方運輸局、経済産業局など国の出先機関は、国民の暮らしや雇用、安心や安全の確保など、国民の基本的な人権を支える国の責任と役割を果たすため全国に配置されており、出先機関を廃止することは、国民が安心して暮らせる権利や健康で文化的な最低限度の生活の水準（ナショナルミニマム）を保障する国の責任を放棄することにほかならない。

と機能を充実するよう、次の事項について実現を図りたい。

- 一、都道府県労働局や地方整備局、地方方法務局、地方運輸局、経済産業局、気象台など、国の出先機関の廃止等は行わず、これまでどおり国の責任で運営すること。
- 二、行政サービスを維持・向上させるため、国の出先機関の人員体制・機能を拡充すること。

第一三二八号 平成二十三年六月十四日受理
徳島県における国の出先機関の拡充に関する請願
請願者 徳島市富田橋一ノ九七 岡林牧
外八百二十三名

紹介議員 山下 芳生君

規制緩和などの構造改革によって貧困の深刻化や格差の拡大が進み、医療や年金、雇用など様々な面で社会不安が増大しており、国民の暮らしや雇用、地域の安心・安全を確保するために国が果たすべき責任と役割が大きくなっている。しかし、小さな政府に向けた公務員削減などによって、行政サービスの提供体制は縮小の一途をたどっている。さらに、義務付け・枠付けの見直しと基礎自治体への権限移譲、国庫補助負担金の廃止と一括交付金化、国の出先機関の原則廃止などを柱とした「地域主権改革」が進められている。昨年一月にはアクション・プラン「出先機関の原則廃止に向けて」が閣議決定され、出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲するなどされた。都道府県労働局や地方整備局、地方方法務局、地方運輸局、経済産業局など国の出先機関は、国民の暮らしや雇用、安心や安全の確保など国民の基本的な人権を支える国の責任と役割を果たすため全国に配置されており、出先機関の原則廃止は、国民の健康で文化的な最低限度の生活の水準を保障する国の責任を放棄することにほかならない。

ついで、徳島県における国の出先機関の体制と機能を充実するよう、次の事項について実現を図りたい。

- 一、国民の暮らしや雇用、地域の安心・安全を支える国の責任を果たすこと。
- 二、行政サービスを維持・向上させるため、国の出先機関の体制・機能を拡充すること。

第一三二九号 平成二十三年六月十四日受理
香川県における国の出先機関の拡充に関する請願
請願者 香川県高松市伏石町二、一五五ノ七 藤本重紀 外二百三十三名

紹介議員 山下 芳生君

規制緩和などの構造改革によって貧困の深刻化や格差の拡大が進み、医療や年金、雇用など様々な面で社会不安が増大しており、国民の暮らしや雇用、地域の安心・安全を確保するために国が果たすべき責任と役割が大きくなっている。しかし、小さな政府に向けた公務員削減などによって、行政サービスの提供体制は縮小の一途をたどっている。さらに、義務付け・枠付けの見直しと基礎自治体への権限移譲、国庫補助負担金の廃止と一括交付金化、国の出先機関の原則廃止などを柱とした「地域主権改革」が進められている。昨年一月にはアクション・プラン「出先機関の原則廃止に向けて」が閣議決定され、出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲するなどされた。都道府県労働局や地方整備局、地方方法務局、地方運輸局、経済産業局など国の出先機関は、国民の暮らしや雇用、安心や安全の確保など国民の基本的な人権を支える国の責任と役割を果たすため全国に配置されており、出先機関の原則廃止は、国民の健康で文化的な最低限度の生活の水準を保障する国の責任を放棄することにほかならない。

ついで、香川県における国の出先機関の体制と機能を充実するよう、次の事項について実現を図りたい。

- 一、国民の暮らしや雇用、地域の安心・安全を支える国の責任を果たすこと。
- 二、行政サービスを維持・向上させるため、国の出先機関の体制・機能を拡充すること。

- 第一三三〇号 平成二十三年六月十四日受理
愛媛県における国の出先機関の拡充に関する請願
請願者 愛媛県松山市御幸一ノ五七八ノ三 清原昭彦 外二百七十四名

紹介議員 山下 芳生君

規制緩和などの構造改革によって貧困の深刻化や格差の拡大が進み、医療や年金、雇用など様々な面で社会不安が増大しており、国民の暮らしや雇用、地域の安心・安全を確保するために国が果たすべき責任と役割が大きくなっている。しかし、小さな政府に向けた公務員削減などによって、行政サービスの提供体制は縮小の一途をたどっている。さらに、義務付け・枠付けの見直しと基礎自治体への権限移譲、国庫補助負担金の廃止と一括交付金化、国の出先機関の原則廃止などを柱とした「地域主権改革」が進められている。昨年一月にはアクション・プラン「出先機関の原則廃止に向けて」が閣議決定され、出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲するなどされた。都道府県労働局や地方整備局、地方方法務局、地方運輸局、経済産業局など国の出先機関は、国民の暮らしや雇用、安心や安全の確保など国民の基本的な人権を支える国の責任と役割を果たすため全国に配置されており、出先機関の原則廃止は、国民の健康で文化的な最低限度の生活の水準を保障する国の責任を放棄することにほかならない。

ついで、愛媛県における国の出先機関の体制と機能を充実するよう、次の事項について実現を図りたい。

- 一、国民の暮らしや雇用、地域の安心・安全を支える国の責任を果たすこと。
- 二、行政サービスを維持・向上させるため、国の出先機関の体制・機能を拡充すること。

第一三三一号 平成二十三年六月十四日受理
高知県における国の出先機関の拡充に関する請願
請願者 高知県安芸市土居八七八ノ一 小松貴徳 外四百十七名

紹介議員 山下 芳生君

規制緩和などの構造改革によって貧困の深刻化や格差の拡大が進み、医療や年金、雇用など様々な面で社会不安が増大しており、国民の暮らしや雇用、地域の安心・安全を確保するために国が果たすべき責任と役割が大きくなっている。しかし、小さな政府に向けた公務員削減などによって、行政サービスの提供体制は縮小の一途をたどっている。さらに、義務付け・枠付けの見直しと基礎自治体への権限移譲、国庫補助負担金の廃止と一括交付金化、国の出先機関の原則廃止などを柱とした「地域主権改革」が進められている。昨年一月にはアクション・プラン「出先機関の原則廃止に向けて」が閣議決定され、出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲するなどされた。都道府県労働局や地方整備局、地方方法務局、地方運輸局、経済産業局など国の出先機関は、国民の暮らしや雇用、安心や安全の確保など国民の基本的な人権を支える国の責任と役割を果たすため全国に配置されており、出先機関の原則廃止は、国民の健康で文化的な最低限度の生活の水準を保障する国の責任を放棄することにほかならない。

ついで、高知県における国の出先機関の体制と機能を充実するよう、次の事項について実現を図りたい。

- 一、国民の暮らしや雇用、地域の安心・安全を支える国の責任を果たすこと。
- 二、行政サービスを維持・向上させるため、国の出先機関の体制・機能を拡充すること。

第一三三二号 平成二十三年六月十四日受理
福岡県における国の出先機関の拡充に関する請願
請願者 福岡県春日市大和町一ノ四二ノ一 一ノ二六 仲光男 外二千十四名

紹介議員 山下 芳生君

規制緩和などの構造改革によって貧困の深刻化や格差の拡大が進み、医療や年金、雇用など様々な面で社会不安が増大しており、国民の暮らしや

雇用、地域の安心・安全を確保するために国が果たすべき責任と役割が大きくなっている。取り分け三月に発生した東日本大震災の復興に当たっては、国の総力を挙げた取組が必要になっている。しかし、小さな政府に向けた公務員削減などによって、行政サービスの提供体制は縮小の一途をたどっている。さらに、義務付け・枠付けの見直しと基礎自治体への権限移譲、国庫補助負担金の廃止と一括交付金化、国の出先機関の原則廃止などを柱とした「地域主権改革」が進められている。昨年一二月には「アクション・プラン」出先機関の原則廃止に向けて「」が閣議決定され、出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲するなどされた。都道府県労働局や地方整備局、地方方法務局、地方運輸局、経済産業局など国の出先機関は、国民の暮らしや雇用、安心や安全の確保など国民の基本的な人権を支える国の責任と役割を果たすため全国に配置されており、出先機関の原則廃止は、国民が健康で文化的な最低限度の生活の水

準を保障する国の責任を放棄することにほかならない。については、福岡県における国の出先機関の体制と機能を充実するよう、次の事項について実現を図りたい。

一、国民の暮らしや雇用、地域の安心・安全を支える国の責任を果たすこと。

二、行政サービスを維持・向上させるため、国の出先機関の体制・機能を拡充すること。

第一三三三号 平成二十三年六月十四日受理
佐賀県における国の出先機関の拡充に関する請願
請願者 佐賀県唐津市山本一、七五六ノ一
四 秀島秀彬 外七百五十七名
紹介議員 山下 芳生君

規制緩和などの構造改革によって貧困の深刻化や格差の拡大が進み、医療や年金、雇用など様々な面で社会不安が増大しており、国民の暮らしや雇用、地域の安心・安全を確保するために国が果たすべき責任と役割が大きくなっている。しかし、小さな政府に向けた公務員削減などによって、行政サービスの提供体制は縮小の一途をたどっている。さらに、義務付け・枠付けの見直しと基礎自治体への権限移譲、国庫補助負担金の廃止と一括交付金化、国の出先機関の原則廃止などを柱とした「地域主権改革」が進められている。昨年一二月には「アクション・プラン」出先機関の原則廃止に向けて「」が閣議決定され、出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲するなどされた。都道府県労働局や地方整備局、地方方法務局、地方運輸局、経済産業局など国の出先機関は、国民の暮らしや雇用、安心や安全の確保など国民の基本的な人権を支える国の責任と役割を果たすため全国に配置されており、出先機関の原則廃止は、国民が健康で文化的な最低限度の生活の水

準を保障する国の責任を放棄することにほかならない。については、佐賀県における国の出先機関の体制と機能を充実するよう、次の事項について実現を図りたい。

一、国民の暮らしや雇用、地域の安心・安全を支える国の責任を果たすこと。

二、行政サービスを維持・向上させるため、国の出先機関の体制・機能を拡充すること。

第一三三四号 平成二十三年六月十四日受理
熊本県における国の出先機関の体制と機能を充実に関する請願
請願者 熊本市出水八ノ三四ノ八二 北野
大地 外三百四十九名
紹介議員 山下 芳生君

規制緩和などの構造改革によって貧困の深刻化や格差の拡大が進み、医療や年金、雇用など様々な面で社会不安が増大しており、国民の暮らしや雇用、地域の安心・安全を確保するために国が果たすべき責任と役割が大きくなっている。しかし、小さな政府に向けた公務員削減などによって、行政サービスの提供体制は縮小の一途をたどっている。さらに、義務付け・枠付けの見直しと基礎自治体への権限移譲、国庫補助負担金の廃止と一括交付金化、国の出先機関の原則廃止などを柱とした「地域主権改革」が進められている。昨年一二月には「アクション・プラン」出先機関の原則廃止に向けて「」が閣議決定され、出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲するなどされた。都道府県労働局や地方整備局、地方方法務局、地方運輸局、総合通信局など国の出先機関は、国民の暮らしや雇用、安心や安全の確保など国民の基本的な人権を支える国の責任と役割を果たすため全国に配置されており、出先機関の原則廃止は、国民が健康で文化的な最低限度の生活の水

準を保障する国の責任を放棄することにほかならない。については、熊本県における国の出先機関の体制と機能を充実するよう、次の事項について実現を図りたい。

一、国民の暮らしや雇用、地域の安心・安全を支える国の責任を果たすこと。

二、行政サービスを維持・向上させるため、国の出先機関の体制・機能を拡充すること。

と基礎自治体への権限移譲、国庫補助負担金の廃止と一括交付金化、国の出先機関の原則廃止などを柱とした「地域主権改革」が進められている。昨年一二月には「アクション・プラン」出先機関の原則廃止に向けて「」が閣議決定され、出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲するなどされた。都道府県労働局や地方整備局、地方方法務局、地方運輸局、総合通信局など国の出先機関は、国民の暮らしや雇用、安心や安全の確保など国民の基本的な人権を支える国の責任と役割を果たすため全国に配置されており、出先機関の原則廃止は、国民が健康で文化的な最低限度の生活の水

準を保障する国の責任を放棄することにほかならない。については、熊本県における国の出先機関の体制と機能を充実するよう、次の事項について実現を図りたい。

一、国民の暮らしや雇用、地域の安心・安全を支える国の責任を果たすこと。

二、行政サービスを維持・向上させるため、国の出先機関の体制・機能を拡充すること。

第一三三五号 平成二十三年六月十四日受理
宮崎県における国の出先機関の拡充に関する請願
請願者 宮崎県日向市平野町一ノ九〇 児
玉富久美 外四百四十九名
紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一〇六四号と同じである。

第一三三六号 平成二十三年六月十四日受理
鹿児島県における国の出先機関の拡充に関する請願
請願者 鹿児島市川上町一、八七一ノ一〇
二 黒島秀一郎 外二百十九名
紹介議員 山下 芳生君

たすべき責任と役割が大きくなっている。しかし、小さな政府に向けた公務員削減などによって、行政サービスの提供体制は縮小の一途をたどっている。さらに、義務付け・枠付けの見直しと基礎自治体への権限移譲、国庫補助負担金の廃止と一括交付金化、国の出先機関の原則廃止などを柱とした「地域主権改革」が進められている。昨年一二月には「アクション・プラン」出先機関の原則廃止に向けて「」が閣議決定され、出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲するなどされた。都道府県労働局や地方整備局、地方方法務局、地方運輸局、経済産業局など国の出先機関は、国民の暮らしや雇用、安心や安全の確保など国民の基本的な人権を支える国の責任と役割を果たすため全国に配置されており、出先機関の原則廃止は、国民が健康で文化的な最低限度の生活の水

準を保障する国の責任を放棄することにほかならない。については、鹿児島県における国の出先機関の体制と機能を充実するよう、次の事項について実現を図りたい。

一、国民の暮らしや雇用、地域の安心・安全を支える国の責任を果たすこと。

二、行政サービスを維持・向上させるため、国の出先機関の体制・機能を拡充すること。

第一三三七号 平成二十三年六月十四日受理
沖縄県における国の出先機関の拡充に関する請願
請願者 沖縄県豊見城市豊崎一ノ五六四
玉城由紀 外五百二十九名
紹介議員 山内 徳信君

この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第一三六九号 平成二十三年六月十五日受理
障害者権利条約の理念に合致した障害者基本法の改正に関する請願
請願者 福島県会津若松市真宮新町南四ノ
七八 杉原正博 外六百六十八名
紹介議員 森 まさこ君

この請願の趣旨は、第六一〇号と同じである。

第一三七〇号 平成二十三年六月十五日受理

国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願

請願者 東京都中野区本町一ノ六ノ一三

村上久美子 外七千五十八名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一一二二号と同じである。

第一三七一号 平成二十三年六月十五日受理

国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願

請願者 北九州市八幡西区光貞台三ノ二三

ノ五 梅野肇 外三百九十二名

紹介議員 岡田 広君

この請願の趣旨は、第一一二二号と同じである。

第一三七二号 平成二十三年六月十五日受理

山梨県における国の出先機関の拡充に関する請願

請願者 山梨県甲府市富士見二ノ一ノ三五

石井隼樹 外十六名

紹介議員 田村 智子君

規制緩和などの構造改革によって貧困の深刻化や格差の拡大が進み、医療や年金、雇用など様々な面で社会不安が増大しており、国民の暮らしや雇用、地域の安心・安全を確保するために国が果たすべき責任と役割が大きくなっている。しかし、小さな政府に向けた公務員削減などによって、行政サービスの提供体制は縮小の途をたどっている。さらに、義務付け・枠付けの見直しと基礎自治体への権限移譲、国庫補助負担金の廃止と一括交付金化、国の出先機関の原則廃止などを柱とした「地域主権改革」が進められている。昨年一月には「アクション・プラン」出先機関の原則廃止に向けて「」が閣議決定され、出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲するなどとされた。都道府県労働局や地方整備局、地方法務局、地方運輸局、経済産業局など国の出先機関

は、国民の暮らしや雇用、安心や安全の確保など国民の基本的な権利を支える国の責任と役割を果たすため全国に配置されており、出先機関の原則廃止は、国民の健康で文化的な最低限度の生活の水

準を保障する国の責任を放棄することにはかならない。

ついては、山梨県における国の出先機関の体制と機能を充実するよう、次の事項について実現を図りたい。

一、国民の暮らしや雇用、地域の安心・安全を支える国の責任を果たすこと。

二、行政サービスを維持・向上させるため、国の出先機関の体制・機能を拡充すること。

第一三八六号 平成二十三年六月十五日受理

子ども・子育て新システムを導入しないことに関する請願

請願者 東京都荒川区東尾久六ノ一四ノ一

荒川和彦 外二百九十九名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二九三三号と同じである。

第一三九三三号 平成二十三年六月十五日受理

子ども・子育て新システムを導入しないことに関する請願

請願者 滋賀県栗東市小柿八ノ二ノ三三ノ

一〇一 里見詳子 外二百九十九名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二九三三号と同じである。

第一三九六号 平成二十三年六月十五日受理

障害者権利条約の理念に合致した障害者基本法の改正に関する請願

請願者 東京都東久留米市前沢四ノ一〇ノ

一一 植木忠理子 外九百九十九名

紹介議員 山口那津男君

この請願の趣旨は、第六一〇号と同じである。

第一四二九号 平成二十三年六月十五日受理

子ども・子育て新システムを導入しないことに関する請願

請願者 神戸市兵庫区雪御所町七ノ九

藤本祐美 外二百九十九名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第二九三三号と同じである。

第一四三〇号 平成二十三年六月十五日受理

子ども・子育て新システムを導入しないことに関する請願

請願者 愛媛県今治市小泉五ノ五ノ二三

杉岡千代子 外百九十九名

紹介議員 山本 順三君

この請願の趣旨は、第二九三三号と同じである。

第一四三二一号 平成二十三年六月十五日受理

子ども・子育て新システムを導入しないことに関する請願

請願者 鹿児島県阿久根市波留二、三一六

ノ一 川畑省子 外二百九十九名

紹介議員 吉田 忠智君

この請願の趣旨は、第二九三三号と同じである。

第一四三三二号 平成二十三年六月十五日受理

子ども・子育て新システムを導入しないことに関する請願

請願者 福岡市東区社領一ノ七ノ二ノWノ

五〇五 松竹美香 外二百九十九名

紹介議員 木庭健太郎君

この請願の趣旨は、第二九三三号と同じである。

第一四三三三号 平成二十三年六月十五日受理

子ども・子育て新システムを導入しないことに関する請願

請願者 沖縄県うるま市喜仲二ノ三ノ九

徳元小百合 外百四十九名

紹介議員 糸数 慶子君

この請願の趣旨は、第二九三三号と同じである。

第一四三四号 平成二十三年六月十五日受理

子ども・子育て新システムを導入しないことに関する請願

請願者 福島県いわき市泉町滝尻字花見岡

一 小野晴貴 外八百四十九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二九三三号と同じである。

第一四三五号 平成二十三年六月十五日受理

障害者権利条約の理念に合致した障害者基本法の改正に関する請願

請願者 東京都東久留米市下里四ノ二ノ七

福田恵 外九百九十九名

紹介議員 秋野 公造君

この請願の趣旨は、第六一〇号と同じである。

第一四三六号 平成二十三年六月十五日受理

憲法とILO基準に沿った労働基本権の回復に関する請願

請願者 名古屋市中天白区山根町二七ノ三

奥村登 外九百九十九名

紹介議員 糸数 慶子君

この請願の趣旨は、第一一三二一号と同じである。

平成二十三年七月一日印刷

平成二十三年七月四日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A